

有価証券報告書

第 1 1 0 期

〔 自 平成27年 1 月 1 日 〕
〔 至 平成27年12月31日 〕

花王株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

(E 0 0 8 8 3)

目次

	頁
表紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 沿革	4
3 事業の内容	6
4 関係会社の状況	8
5 従業員の状況	12
第2 事業の状況	13
1 業績等の概要	13
2 生産、受注及び販売の状況	17
3 対処すべき課題	17
4 事業等のリスク	17
5 経営上の重要な契約等	19
6 研究開発活動	20
7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	21
第3 設備の状況	23
1 設備投資等の概要	23
2 主要な設備の状況	24
3 設備の新設、除却等の計画	29
第4 提出会社の状況	30
1 株式等の状況	30
2 自己株式の取得等の状況	76
3 配当政策	77
4 株価の推移	77
5 役員の状況	78
6 コーポレート・ガバナンスの状況等	83
第5 経理の状況	96
1 連結財務諸表等	97
(1) 連結財務諸表	97
(2) その他	140
2 財務諸表等	141
(1) 財務諸表	141
(2) 主な資産及び負債の内容	152
(3) その他	152
第6 提出会社の株式事務の概要	153
第7 提出会社の参考情報	154
1 提出会社の親会社等の情報	154
2 その他の参考情報	154
第二部 提出会社の保証会社等の情報	155

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月25日
【事業年度】	第110期（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 澤田 道隆
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 山内 憲一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 山内 憲一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第105期	第106期	第107期	第108期	第109期	第110期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高	百万円	1,186,831	1,216,096	1,012,595	1,315,217	1,401,707	1,471,791
経常利益	〃	103,337	110,027	104,214	128,053	138,784	169,273
当期純利益	〃	46,738	52,435	52,765	64,764	79,590	98,862
包括利益	〃	25,558	41,395	79,524	109,627	102,267	81,276
純資産額	〃	539,564	549,704	596,083	642,640	672,393	687,133
総資産額	〃	1,022,799	991,272	1,030,347	1,133,276	1,198,233	1,281,869
1株当たり純資産額	円	1,013.05	1,031.08	1,116.61	1,227.54	1,313.63	1,347.29
1株当たり当期純利益	〃	87.69	100.46	101.12	126.03	156.46	197.19
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	〃	87.67	100.43	101.08	125.89	156.24	196.92
自己資本比率	%	51.7	54.3	56.6	55.5	54.9	52.7
自己資本利益率	〃	8.5	9.8	9.4	10.7	12.4	14.8
株価収益率	倍	23.7	21.6	22.2	26.3	30.4	31.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	151,299	125,032	97,357	178,745	145,118	180,864
投資活動によるキャッシュ・フロー	〃	△31,778	△48,952	△44,641	△57,778	△63,808	△74,020
財務活動によるキャッシュ・フロー	〃	△87,323	△86,163	△32,028	△67,459	△85,022	△20,601
現金及び現金同等物の期末残高	〃	143,143	129,737	160,435	227,598	228,662	309,439
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	人	34,743 (3,539)	34,069 (3,216)	33,350 (2,935)	33,054 (3,394)	32,707 (4,290)	33,026 (4,919)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません（以下も同様であります。）。

2. 第107期は、決算期変更により当社及び3月決算会社であった連結対象会社につきましては、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月間を連結対象期間としております（以下も同様であります。）。

3. 第106期以前については、表示単位未満を切り捨てて記載しておりましたが、第107期より表示単位未満を四捨五入で記載しております。なお、比較を容易にするため、第106期以前についても四捨五入表示に組み替えて表示しております（以下も同様であります。）。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第105期	第106期	第107期	第108期	第109期	第110期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高	百万円	716,314	724,531	567,402	768,565	831,107	881,593
経常利益	〃	98,338	93,148	81,563	111,650	119,051	140,069
当期純利益	〃	70,443	54,030	54,555	74,591	77,274	99,713
資本金	〃	85,424	85,424	85,424	85,424	85,424	85,424
発行済株式総数	千株	540,144	526,213	526,213	516,000	504,000	504,000
純資産額	百万円	540,485	564,095	586,537	600,797	595,739	642,377
総資産額	〃	932,678	933,596	956,792	985,839	1,051,543	1,131,277
1株当たり純資産額	円	1,031.96	1,077.51	1,120.29	1,169.58	1,185.71	1,277.83
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額)	〃 (〃)	58.00 (29.00)	60.00 (29.00)	62.00 (31.00)	64.00 (32.00)	70.00 (34.00)	80.00 (38.00)
1株当たり当期純利益	〃	132.03	103.41	104.44	144.99	151.74	198.67
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	〃	131.99	103.37	104.39	144.84	151.53	198.39
自己資本比率	%	57.8	60.3	61.2	60.8	56.6	56.7
自己資本利益率	〃	13.2	9.8	9.5	12.6	12.9	16.1
株価収益率	倍	15.7	21.0	21.5	22.8	31.3	31.5
配当性向	%	43.9	58.0	59.4	44.1	46.1	40.3
従業員数	人	5,924	5,933	6,052	6,172	6,664	6,970

(注) 第107期は、決算期変更により、平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月間となっております。

2 【沿革】

明治20年6月	洋小間物商長瀬富郎商店として発足。 —— (創業)
明治23年10月	「花王石鹼」を発売。
大正11年11月	吾嬬町工場 (現東京工場) 完成。
大正14年5月	花王石鹼株式会社社長瀬商会設立。
昭和10年3月	大日本油脂株式会社を分離独立。
昭和15年5月	日本有機株式会社を日本橋馬喰町で設立。 —— (会社設立年月)
昭和15年9月	日本有機株式会社酒田工場 (現酒田工場) 完成。
昭和19年12月	大日本油脂株式会社和歌山工場 (現和歌山工場) 完成。
昭和21年10月	花王石鹼株式会社社長瀬商会を株式会社花王と改称。
昭和24年5月	日本有機株式会社を花王石鹼株式会社と改称。東京証券取引所の市場第一部に上場。
12月	大日本油脂株式会社と株式会社花王が合併し花王油脂株式会社と改称。
昭和29年8月	花王石鹼株式会社と花王油脂株式会社を吸収合併。
昭和32年12月	和歌山工場に合成洗剤工場完成。
昭和35年3月	大阪証券取引所の市場第一部に上場 (平成15年3月上場廃止)。
昭和38年3月	川崎工場完成。
昭和39年9月	タイに Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd. を設立。
12月	台湾に Kao (Taiwan) Corporationを設立。
昭和40年4月	和歌山工場内に産業科学研究所 (和歌山研究所) 完成。
7月	シンガポールに Kao (Singapore) Private Limited (現 Kao Singapore Private Limited) を設立。
昭和42年8月	東京工場内に東京地区研究所 (東京研究所) 完成。
昭和45年3月	香港に 花王 (香港) 有限公司を設立。
11月	スペインに Sinor-Kao S.A. を設立。
昭和49年11月	花王クエーカー(株)を設立。
昭和50年3月	メキシコに Quimi-Kao S.A. de C.V. を設立。
12月	栃木工場完成。
昭和52年1月	フィリピンに Pilipinas Kao, Inc. を設立。
昭和53年2月	愛媛サニタリープロダクツ(株) (現 花王サニタリープロダクツ愛媛(株)) を設立。
3月	栃木工場内に栃木研究所完成。
昭和54年5月	スペインに Molins-Kao S.A. を設立。
昭和55年4月	鹿島工場完成。
昭和59年4月	豊橋工場完成。
昭和60年2月	インドネシアの P.T. Dino Indonesia Industrial,Ltd. (現 P.T. Kao Indonesia) に資本参加。
9月	花王化粧品販売会社を全国9ヶ所に設立し、化粧品 (ソフィーナ) 事業を日本全国に展開。
10月	「花王石鹼株式会社」から「花王株式会社」へ商号変更。
昭和61年5月	カナダの Didak Manufacturing Limitedを買収し、情報関連事業に本格的に進出。
10月	ドイツに Guhl Ikebana GmbHを設立。
昭和62年7月	アメリカの High Point Chemical Corporationを買収。
8月	Sinor-Kao S.A. とMolins-Kao S.A. を合併し、スペインに Kao Corporation S.A. を設立。
昭和63年4月	シンガポールに KAO (Southeast Asia) Pte.Ltd. (現 Kao Singapore Private Limited) を設立。
5月	アメリカの The Andrew Jergens Company (現 Kao USA Inc.) を買収。
7月	マレーシアに Fatty Chemical (Malaysia) Sdn.Bhd. を設立。
平成元年5月	ドイツの Goldwell AG (現 Kao Germany GmbH) を買収。
10月	全国9ヶ所の化粧品販売会社を統合し、花王化粧品販売(株)を設立。
平成4年10月	ドイツの Chemische Fabrik Chem-Y GmbH (現 Kao Chemicals GmbH) を買収。
平成5年8月	中国に 上海花王有限公司を設立。

平成11年3月	情報関連事業から撤退。
4月	全国各地の家庭用製品の販売会社8社が合併（花王販売㈱）。
8月	スペインに 欧州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Europe, S.L. を設立。
12月	アメリカに 米州工業用製品事業の統轄会社として Kao Chemicals Americas Corporation を設立し、それに伴い High Point Chemical Corporation を清算。
平成14年3月	ドイツの Goldwell GmbH（現 Kao Germany GmbH）を通じて、KMSリサーチ社（KMS Research, Inc. 他）を買収。
6月	中国事業の持株会社として 花王（中国）投資有限公司を設立。
9月	アメリカの The Andrew Jergens Company（現 Kao USA Inc.）を通じて、ジョン・フリーダ社（John Frieda Professional Hair Care, Inc. 他）を買収。
平成15年3月	中国に 花王（上海）産品服従有限公司を設立（上海花王有限公司から販売機能を分離）。
平成16年7月	株式交換により花王販売㈱を完全子会社化。
10月	当社と花王販売㈱の業務品事業をそれぞれ会社分割し、既存の花王クリーン アンド ビューティ㈱に承継させ、同社を「花王プロフェッショナル・サービス株式会社」に商号変更。
平成17年7月	英国の Kao Prestige Limited（平成27年11月清算終了）を通じて、モルトン・ブラウン社（Molton Brown Limited他）を買収。
平成18年1月	㈱カネボウ化粧品の株式を取得し、同社及びそのグループ会社を子会社化。
平成19年4月	花王販売㈱と花王化粧品販売㈱が合併し、「花王カスタマーマーケティング株式会社」に商号変更。
平成21年7月	ドイツの Kao Corporation GmbH（現 Kao Manufacturing Germany GmbH）を通じて、ライカルト社（Reichardt International AG）の工場（生産設備等）を取得。
平成23年4月	中国に 花王（合肥）有限公司を設立。
6月	和歌山工場内に「エコテクノロジーリサーチセンター」（ETRC）完成。
平成24年4月	中国に 花王（上海）化工有限公司を設立。
平成26年4月	花王コスメプロダクツ小田原㈱を設立。

3【事業の内容】

当社及び関係会社（子会社100社、関連会社8社により構成）は、コンシューマープロダクツ事業製品、ケミカル事業製品の製造、販売を主な事業としているほか、これらに附帯するサービス業務等を営んでおります。

事業の内容と当社及び関係会社の当該事業における位置付けは次のとおりであります。

なお、下記の事業は「その他」を除き、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

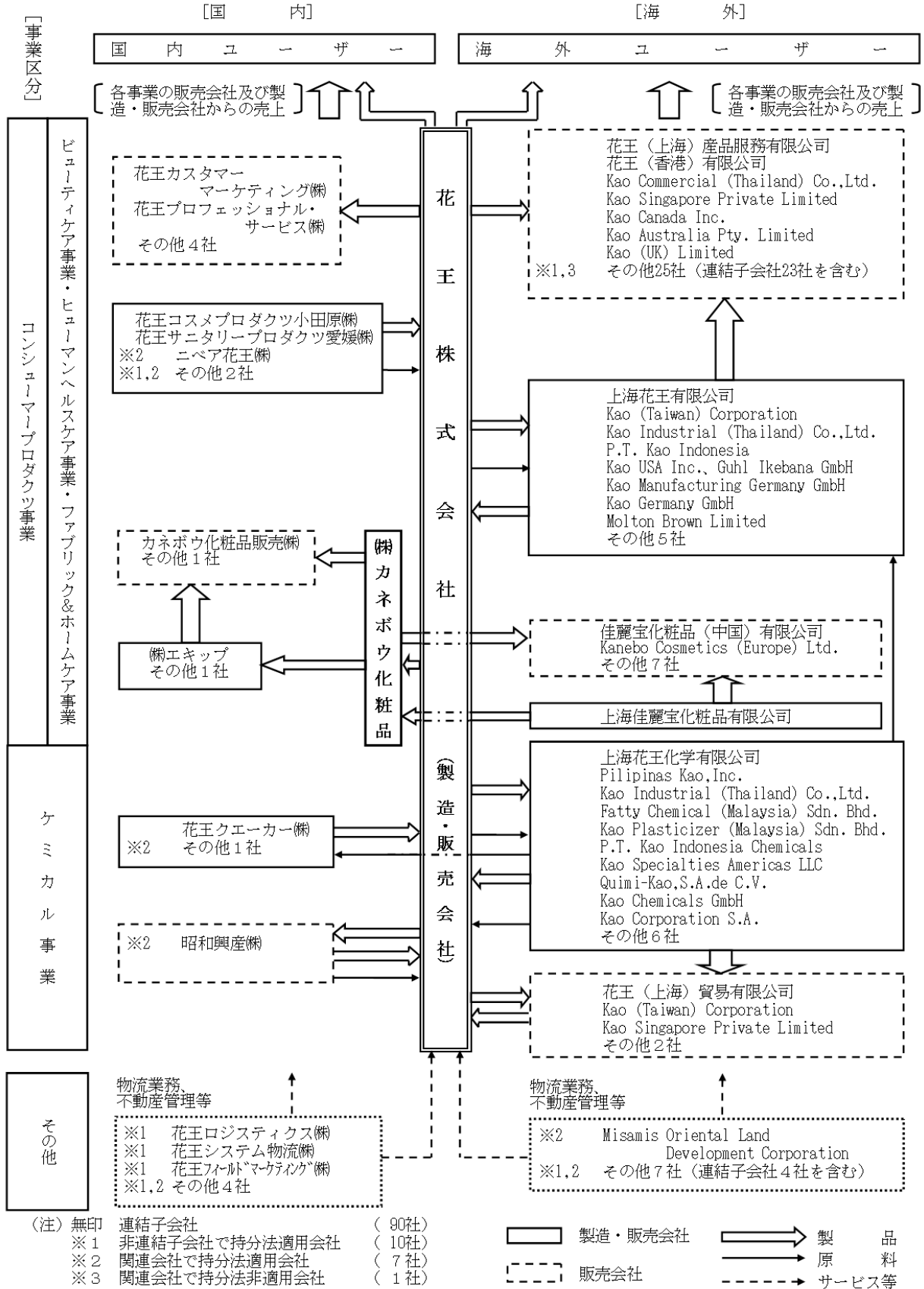
事業区分		主要な会社	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア 事業	国内	当社、花王カスタマーマーケティング㈱、 花王プロフェッショナル・サービス㈱、 花王コスメプロダクツ小田原㈱、 花王サニタリープロダクツ愛媛㈱、ニベア花王㈱、 ㈱カネボウ化粧品、カネボウ化粧品販売㈱、 ㈱エキップ その他 8社 (計17社)
	ヒューマン ヘルスケア事業 ファブリック& ホームケア事業	海外	上海花王有限公司、花王（上海）産品服務有限公司、 上海佳麗宝化粧品有限公司、佳麗宝化粧品（中国）有限公司、 花王（香港）有限公司、Kao (Taiwan) Corporation、 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.、 Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd.、 Kao Singapore Private Limited、P.T. Kao Indonesia、 Kao Canada Inc.、Kao USA Inc.、 Kao Australia Pty. Limited、 Guhl Ikebana GmbH、Kao (UK) Limited、 Kao Manufacturing Germany GmbH、 Kao Germany GmbH、Molton Brown Limited、 Kanebo Cosmetics (Europe) Ltd.、 その他 37社 (計56社)
ケミカル事業		国内	当社、花王クエーカー㈱、昭和興産㈱、 その他 1社 (計4社)
		海外	上海花王化学有限公司、花王（上海）貿易有限公司、 Kao (Taiwan) Corporation、Pilipinas Kao, Inc.、 Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.、 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.、 Kao Plasticizer (Malaysia) Sdn. Bhd.、 Kao Singapore Private Limited、P.T. Kao Indonesia Chemicals、 Kao Specialties Americas LLC、Quimi-Kao, S.A. de C.V.、 Kao Chemicals GmbH、Kao Corporation S.A.、 その他 8社 (計21社)
そ の 他		国内	花王ロジスティクス㈱、花王システム物流㈱、 花王フィールドマーケティング㈱、 その他 4社 (計7社)
		海外	Misamis Oriental Land Development Corporation、 その他 7社 (計8社)

(注) 1. 各事業区分の主要製品は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）
[セグメント情報] 1. 報告セグメントの概要」のとおりであります。

2. 「その他」に区分されたサービス業務等については、セグメント情報において、そのサービス内容に応じて、コンシューマープロダクツ事業、ケミカル事業に振り分けております。

3. 各事業毎の会社数は、複数の事業を営んでいる場合にはそれぞれに含めて数えております。

以上の状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当ありません。

(2) 連結子会社

平成27年12月31日現在

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員兼任等		長期貸付 金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
※1 ※17 花王カスタマーマーケティ ング㈱	東京都中央区	百万円 1,830	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	100.0	1	7	—	製品等の販 売先	有
㈱カネボウ化粧品	東京都中央区	百万円 7,500	ビューティケア	100.0	—	7	—	製品等の販 売先	有
カネボウ化粧品販売㈱	東京都中央区	百万円 100	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	1	6	—	—	有
㈱エキップ	東京都品川区	百万円 300	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	2	—	—	—
カネボウコスミリオン㈱	東京都中央区	百万円 110	ビューティケア	※2 100.0 [100.0]	—	1	—	—	有
花王コスメプロダクツ小田 原㈱	神奈川県小田 原市	百万円 10	ビューティケア	100.0	—	4	—	製品等の製 造委託先	有
花王サニタリープロダクツ 愛媛㈱	愛媛県西条市	百万円 90	ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	100.0	—	4	—	製品等の製 造委託先	有
花王プロフェッショナル・ サービス㈱	東京都墨田区	百万円 60	ファブリック& ホームケア	100.0	—	5	—	製品等の販 売先	有
花王クエーカー㈱	東京都墨田区	百万円 400	ケミカル	100.0	—	4	—	製品等の販 売先	有
※1 花王（中国）投資 有限公司	中国	千人民元 2,603,727	中国における関 係会社の統轄及 びビューティケ ア	100.0	—	7	1,206	製品等の販 売先	—
※1 上海花王有限公司	中国	千人民元 564,200	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	※3 100.0 [15.0]	—	4	371	製品等の販 売先	—
※1 花王（合肥）有限公司	中国	千人民元 588,502	ヒューマンヘル スケア	※4 100.0 [100.0]	—	4	—	—	—
※1 花王（上海）産品服務 有限公司	中国	千人民元 1,348,490	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	※4 100.0 [100.0]	—	6	5,309	製品等の販 売先	—
※1 佳麗宝化粧品（中国） 有限公司	中国	千人民元 1,271,687	ビューティケア	※5 100.0 [100.0]	—	4	—	—	—
上海佳麗宝化粧品 有限公司	中国	千人民元 59,173	ビューティケア	※6 100.0 [100.0]	—	4	—	—	—

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		長期貸付 金 (百万円)	営業上の 取 引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
上海花王化学有限公司	中国	千人民元 193,522	ケミカル	※7 87.5 [10.0]	—	6	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
花王（上海）貿易 有限公司	中国	千人民元 1,656	ケミカル	※7 87.5 [10.0]	—	4	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
※1 花王（上海）化工有限公司	中国	千人民元 550,000	ケミカル	※7 100 [10.0]	—	4	—	—	—
花王（香港）有限公司	中国	千香港ドル 11,582	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	100.0	—	4	—	製品等の販 売先	—
Kao (Taiwan) Corporation	台湾	千台湾元 597,300	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア ケミカル	92.1	—	7	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Vietnam Co.,Ltd.	ベトナム	百万ベトナム ドン 1,263,628	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	100.0	—	3	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
※1 Pilipinas Kao, Inc.	フィリピン	千米ドル 73,835	ケミカル	100.0	—	4	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Industrial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	千バーツ 2,000,000	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア ケミカル	100.0	—	3	—	製品等の購 入先及び販 売先	—
Kao Commercial (Thailand) Co.,Ltd.	タイ	千バーツ 2,000	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	※8 100.0 [52.6]	—	4	—	—	—
Kao Soap (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 8,000	ビューティケア	100.0	—	2	—	製品等の購 入先	—
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 120,000	ケミカル	※9 70.0 [70.0]	—	5	—	製品等の購 入先	—
Kao Plasticizer (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 16,000	ケミカル	※9 70.0 [70.0]	—	4	—	製品等の購 入先	—
Kao Oleochemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア	千リンギット 2,600	ケミカル	100.0	—	2	—	製品等の購 入先	—
Kao Singapore Private Limited	シンガポール	千米ドル 45,385	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア ケミカル	100.0	—	3	—	製品等の販 売先	—
P.T. Kao Indonesia	インドネシア	百万ルピア 333,206	ビューティケア ヒューマンヘル スケア ファブリック& ホームケア	50.01	—	4	12,153	製品等の販 売先	—
P.T. Kao Indonesia Chemicals	インドネシア	千米ドル 27,000	ケミカル	95.0	—	3	2,205	製品等の購 入先及び販 売先	—

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事 業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員兼任等		長期貸付 金 (百万円)	営業上の 取引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
Kao Australia Pty. Limited	オーストラリ ア	千オーストラリ アドル 37,000	ビューティケア ファブリック& ホームケア	100.0	-	1	-	製品等の販 売先	-
Kao Canada Inc.	カナダ	千カナダドル 4,061	ビューティケア	※10 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
Kao USA Inc.	米国	米ドル 1	ビューティケア	100.0	-	3	-	製品等の販 売先	-
Kao America Inc.	米国	千米ドル 3,200	米国における関 係会社へのコー ポレートサービ ス及び米国ケミ カル事業の持株 会社	100.0	-	2	-	-	-
Kao Specialties Americas LLC	米国	米ドル 1	ケミカル	※11 100.0 [100.0]	-	1	-	製品等の購 入先及び販 売先	-
Quimi-Kao, S.A. de C.V.	メキシコ	千メキシコ ペソ 16,696	ケミカル	※12 100.0 [100.0]	-	1	-	-	-
Kao Germany GmbH	ドイツ	千ユーロ 25,000	ビューティケア	100.0	-	1	-	-	-
Guhl Ikebana GmbH	ドイツ	千ユーロ 5,113	ビューティケア	※10 90.0 [90.0]	-	-	-	-	-
Kao Manufacturing Germany GmbH	ドイツ	千ユーロ 13,000	ビューティケア	100.0	-	2	-	製品等の販 売先	-
Kao Chemicals GmbH	ドイツ	千ユーロ 9,101	ケミカル	※12 100.0 [100.0]	-	1	-	製品等の購 入先及び販 売先	-
Kao Netherlands B.V.	オランダ	千ユーロ 681	ビューティケア	※13 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
Kao (UK) Limited	英国	千英ポンド 500	ビューティケア	※10 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
KPSS (UK) Limited	英国	千英ポンド 1,300	ビューティケア	※13 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
Molton Brown Limited	英国	千英ポンド 516	ビューティケア	100.0	-	2	-	-	-
Kao Switzerland AG	スイス	千スイス フラン 2,000	ビューティケア	100.0	-	1	-	-	-
Kanebo Cosmetics (Europe) Ltd.	スイス	千ユーロ 4,645	ビューティケア	※14 100.0 [100.0]	-	-	-	-	-
※1 Kao Chemicals Europe, S.L.	スペイン	千ユーロ 74,035	欧州等ケミカル 事業統轄	100.0	-	2	-	-	-
Kao Corporation S.A.	スペイン	千ユーロ 56,411	ケミカル	※12 100.0 [100.0]	-	2	-	製品等の購 入先及び販 売先	-

(注) ※1は、特定子会社であります。

※2は、(株)カネボウ化粧品が所有しております。

※3は、花王(中国)投資有限公司が15%所有しております。

※4は、花王(中国)投資有限公司が所有しております。

- ※5は、(株)カネボウ化粧品が92.1%、花王（中国）投資有限公司が7.9%を所有しております。
 ※6は、(株)カネボウ化粧品が90.0%、花王（中国）投資有限公司が10.0%を所有しております。
 ※7は、花王（中国）投資有限公司が10%所有しております。
 ※8は、当社の子会社であるKao Holdings（Thailand）Co.,Ltd.が52.6%を所有しております。
 ※9は、Kao Singapore Private Limitedが所有しております。
 ※10は、Kao USA Inc.が所有しております。
 ※11は、Kao America Inc.の子会社であるKao Chemicals Americas Corporationが所有しております。
 ※12は、Kao Chemicals Europe, S.L.が所有しております。
 ※13は、Kao Germany GmbHが所有しております。
 ※14は、Kao Switzerland AGが所有しております。
 15 議決権の所有割合の〔 〕内は、間接所有割合で内数であります。
 16 上記以外に小規模な連結子会社が41社あり、連結子会社の数は合計90社となります。
 ※17 花王カスタマーマーケティング(株)につきましては、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

当連結会計年度における主要な損益情報等（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

花王カスタマーマーケティング(株)

(1)売上高	695,469 百万円
(2)経常利益	13,690
(3)当期純利益	7,913
(4)純資産額	11,463
(5)総資産額	87,945

(3) 持分法適用関連会社

平成27年12月31日現在

会社名	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		長期貸付金 (百万円)	営業上の 取引	設備の賃貸 借等
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
ニベア花王(株)	東京都中央区	百万円 200	ビューティケア	40.0	1	2	—	製品等の購入先及び販売先	有
昭和興産(株)	東京都港区	百万円 550	ケミカル	20.8	—	1	—	製品等の購入先及び販売先	—

(注) 上記以外に小規模な持分法適用関連会社が5社あり、持分法適用関連会社の数は合計7社となります。

(4) その他の関係会社

該当ありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
ビューティケア事業	19,242 (2,440)
ヒューマンヘルスケア事業	4,647 (939)
ファブリック&ホームケア事業	4,254 (1,279)
コンシューマープロダクツ事業 計	28,143 (4,658)
ケミカル事業	3,311 (130)
全社 (共通)	1,572 (131)
合 計	33,026 (4,919)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。（ ）内は臨時雇用者数の年間平均人員であり、外数で記載しております。
2. 臨時雇用者は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数 (人)	平均年令 (才)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
6,970	41.7	18.5	8,110

セグメントの名称	従業員数 (人)
ビューティケア事業	1,705
ヒューマンヘルスケア事業	1,612
ファブリック&ホームケア事業	1,020
コンシューマープロダクツ事業 計	4,337
ケミカル事業	1,061
全社 (共通)	1,572
合 計	6,970

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数であります。

(3) 労働組合の状況

当社の一部の事業所及び一部の連結子会社には、労働組合が組織されております。連結子会社のうち㈱カネボウ化粧品及びそのグループ会社には、カネボウ労働組合の組合員が在籍しております。カネボウ労働組合は、U Aゼンセンに属しており、ユニオンショップ制となっております。

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

	売上高 (億円)	営業利益 (億円)	経常利益 (億円)	当期 純利益 (億円)	1株当たり 当期 純利益 (円)	潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)
27年12月期	14,718	1,644	1,693	989	197.19	196.92
26年12月期	14,017	1,333	1,388	796	156.46	156.24
増減率	5.0%	23.3%	22.0%	24.2%	26.0%	26.0%

当社グループは、商品の高付加価値化による持続的な“利益ある成長”と、事業活動を通じた社会的課題の解決への提案や社会貢献活動による“社会のサステナビリティへの貢献”との両立を図り、グローバルで存在感のある会社を目指して、平成25年度を初年度とする、花王グループ中期3カ年計画 K15 (Kao Group Mid-term Plan 2015) の達成に取り組んできました。その結果、最終年度である当期までに全ての目標を達成することができました。

(参考)

花王グループ中期3カ年計画 K15

目標(1) 過去最高の売上高・利益の突破

目標(2) 2015年度経営数値目標の達成

- ・連結売上高 1兆4,000億円
- ・連結営業利益 1,500億円
- ・海外売上高比率※ 30%以上

※連結売上高に占める海外に所在する顧客への売上高の割合

当連結会計年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の世界の景気は、アジアの新興国等において弱さがみられるものの、緩やかに回復しています。日本の景気も、緩やかな回復基調が続いています。当社グループの主要市場である日本のトイレットリー(化粧品を除くコンシューマープロダクツ)市場は、前期に対し金額では3%伸長し、消費者購入価格は、前期を上回りました。また、日本のインバウンド(訪日外国人)需要を除いた化粧品市場は、前期の消費税率引上げの影響により金額では2%縮小しました。

このような状況の下、当社グループは、研究開発を重視し消費者や顧客の立場にたった“よきモノづくり”に基づき、消費者ニーズの変化に対応した高付加価値商品の発売や育成などに努めるとともに、コストダウン活動などに取り組んできました。

売上高は、前期に対して5.0%増の1兆4,718億円(為替変動の影響を除く実質2.8%増)となりました。コンシューマープロダクツ事業では、日本において、市場の伸長、新製品の発売及び販売促進活動のさらなる強化などにより、シェアが拡大し、売り上げは伸長しました。海外においては、アジアが大きく伸長しました。ケミカル事業では、原料価格変動に伴う販売価格の改定及び一部の対象業界での需要減の影響を受け、為替変動の影響を除く実質では減収となりました。

利益面では、主に日本のヒューマンヘルスケア事業及びアジアのコンシューマープロダクツ事業の増収効果と、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格の低下などにより、営業利益は1,644億円(対前期311億円増)となり、経常利益は1,693億円(対前期305億円増)となりました。当期純利益は989億円(対前期193億円増)となりました。

なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益(EBITA)は1,907億円(対前期287億円増 売上高比率13.0%)でした。

1株当たり当期純利益は197.19円となり、前期の156.46円より40.73円増加(前期比26.0%増)しました。

当社が経営指標としているEVA(経済付加価値)は、NOPAT(税引後営業利益)の増加により前期を大きく上回りました。

当期の海外連結子会社等の財務諸表項目(収益及び費用)の主な為替の換算レートは、次のとおりです。

	第1四半期 (1-3月)	第2四半期 (4-6月)	第3四半期 (7-9月)	第4四半期 (10-12月)
米ドル	119.15円(102.87円)	121.33円(102.16円)	122.23円(103.92円)	121.43円(114.43円)
ユーロ	134.43円(140.94円)	134.14円(140.13円)	135.91円(137.78円)	132.99円(142.88円)

注:()内は前年同期の換算レート

セグメントの業績

	売上高				セグメント利益（営業利益）		
	通期		増減率		通期		増減 (億円)
	26年 12月期 (億円)	27年 12月期 (億円)	(%)	補正後※ (%)	26年 12月期 (億円)	27年 12月期 (億円)	
ビューティケア事業	5,899	6,077	3.0	0.5	284	294	10
ヒューマンヘルスケア事業	2,401	2,807	16.9	14.3	219	355	137
ファブリック&ホームケア事業	3,245	3,344	3.1	2.1	610	692	83
コンシューマープロダクツ事業計	11,545	12,228	5.9	3.8	1,113	1,342	229
ケミカル事業	2,880	2,885	0.2	△2.3	221	301	81
小計	14,425	15,113	4.8	2.6	1,333	1,643	310
調整（消去）	△408	△395	—	—	△1	1	1
合計	14,017	14,718	5.0	2.8	1,333	1,644	311

※売上高増減率の「補正後」の数値は、為替変動の影響を除く実質増減率

販売実績

	通期		増減率 (%)
	26年12月期 (億円)	27年12月期 (億円)	
ビューティケア事業	4,155	4,123	△0.8
ヒューマンヘルスケア事業	1,987	2,219	11.7
ファブリック&ホームケア事業	2,858	2,888	1.1
日本計	9,000	9,230	2.6
アジア	1,405	1,795	27.7
米州	799	897	12.4
欧州	842	899	6.7
内部売上消去等	△501	△593	—
コンシューマープロダクツ事業計	11,545	12,228	5.9
日本	1,319	1,300	△1.4
アジア	1,088	1,057	△2.8
米州	445	482	8.3
欧州	681	648	△4.9
内部売上消去等	△653	△602	—
ケミカル事業計	2,880	2,885	0.2
小計	14,425	15,113	4.8
調整（消去）	△408	△395	—
合計	14,017	14,718	5.0

参考：所在地別の業績

参考情報として所在地別の業績を以下のとおり開示します。

	売上高				営業利益		
	通期		増減率		通期		増減 (億円)
	26年 12月期 (億円)	27年 12月期 (億円)	(%)	補正後※ (%)	26年 12月期 (億円)	27年 12月期 (億円)	
日本	9,973	10,190	2.2	2.2	1,114	1,286	171
アジア	2,449	2,815	15.0	6.1	113	200	86
米州	1,242	1,378	11.0	△0.1	61	70	9
欧州	1,521	1,544	1.5	2.8	39	99	60
小計	15,185	15,927	4.9	2.7	1,328	1,654	326
調整(消去)	△1,168	△1,209	—	—	5	△10	△15
合計	14,017	14,718	5.0	2.8	1,333	1,644	311

※売上高増減率の「補正後」の数値は、為替変動の影響を除く実質増減率

なお、売上高に占める海外に所在する顧客への売上高の割合は、前期の33.1%から35.0%となりました。

コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前期に対して5.9%増の1兆2,228億円（為替変動の影響を除く実質3.8%増）となりました。

日本の売上高は、前期に対して2.6%増の9,230億円（花王ソフィーナ販売制度改定の影響額を除く増減率3.4%増）となりました。消費者の生活スタイルの変化や、環境、健康、高齢化、衛生などの社会的課題への対応、数多くの高付加価値商品の発売、提案型販売活動の強化などに取り組み、サニタリー製品を中心に売り上げが伸長しましたが、化粧品は前期を下回りました。

アジアの売上高は、27.7%増の1,795億円（為替変動の影響を除く実質18.1%増）となりました。中間所得層向け製品の販売・育成、販売店との協働取組・卸チャネルの活用や販売地域の拡大などに努め、伸長が続いています。

米州の売上高は、12.4%増の897億円（為替変動の影響を除く実質0.1%減）となりました。スキンケア製品及びサロン向け製品が伸長しましたが、ヘアケア製品は、前期を下回りました。

欧州の売上高は、6.7%増の899億円（為替変動の影響を除く実質5.7%増）となりました。ヘアケア製品及びサロン向け製品が伸長しました。

営業利益は、日本のヒューマンヘルスケア事業及びアジアでの増収効果の影響などもあり、1,342億円（対前期229億円増）となりました。

当社は、〔ビューティケア事業〕、〔ヒューマンヘルスケア事業〕、〔ファブリック&ホームケア事業〕を総称して、コンシューマープロダクツ事業としております。

〔ビューティケア事業〕

売上高は、前期に対して3.0%増の6,077億円（為替変動の影響を除く実質0.5%増）となりました。

化粧品の売り上げは、前期に対し2.3%減の2,547億円（為替変動の影響を除く実質3.0%減）となりました。花王ソフィーナ販売制度改定の影響額を除いた増減率は、前期に対し0.6%増（為替変動の影響を除く実質0.2%減）となりました。日本では、引き続き重点ブランドの強化を図りましたが、厳しい市場競争の影響を受け、売り上げは前期を下回りました。疲れやストレスなど、過酷な環境下でも「美しくあり続けたい」と思う女性のための化粧品「SOFINA iP」を11月から銀座の旗艦店で先行発売し、ソフィーナの改革に着手しました。セルフ化粧品では、「KATE TOKYO」の売り上げが伸長し、「suisai」は、インバウンド需要により好調に推移しました。海外では、構造改革が終了した中国を始めとするアジアが好調で、特に「KATE TOKYO」は好調に推移し、為替変動の影響を除く実質の売り上げは、前期を上回りました。

スキンケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、「ビオレ」のUVケア製品及び洗顔料、乾燥性敏感肌を考えた「キュレル」が好調に推移し、前期を上回りました。アジアでも、「ビオレ」が好調に推移し、為替変動の影響を除く実質の売り上げを伸ばしました。米州では、新しい提案によるアイテム追加をした「ビオレ」が好調に推移し、為替変動の影響を除く実質の売り上げを伸ばしました。

ヘアケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、シャンプー・リンスの新製品が順調に推移しシェアが伸長したこともあり、売り上げは前期を上回りました。アジアでは、ブランドの絞り込みにより、為替変動の影響を除く実質の売り上げは、前期を下回りました。米州では、為替変動の影響を除く実質の売り上げは、ほぼ横ばいとなりました。欧州では、「ジョン・フリーダ」及びサロン向け製品が堅調に推移したことにより、為替変動の影響を除く実質の売り上げは、前期を上回りました。

営業利益は、主に増収効果と費用の効率化により、294億円（対前期10億円増）となりました。また、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益（EBITA）は、558億円（対前期15億円減 売上高比率9.2%）でした。

〔ヒューマンヘルスケア事業〕

売上高は、前期に対して16.9%増の2,807億円（為替変動の影響を除く実質14.3%増）となりました。

フード&ビバレッジ製品の売り上げは、前期を下回りました。脂肪を消費しやすくする健康機能飲料「ヘルシア」は、緑茶では脂肪の燃焼力を高める高濃度茶カテキンの機能訴求を強化しましたが、コーヒーとともに市場競争激化の影響を受けました。

サニタリー製品の売り上げは、前期を大きく上回りました。生理用品「ロリエ」は、日本では、ムレがこもらず肌にやさしい「ロリエ エフ しあわせ素肌」、高い吸収力と快適なつけ心地を実現する「ロリエ スリムガード」などの高付加価値商品の売り上げ伸長によりシェアを拡大し、アジアでも、順調に売り上げを伸ばしました。ベビー用紙おむつ「メリーズ」は、日本では、売り上げが引き続き好調に推移し、生産設備の増強を行っています。中国では、日本からの輸出品及び中間所得層向けの現地生産品の売り上げが伸長しました。また、インドネシアでは、平成26年9月に発売した中間所得層向けの現地生産品の売り上げが、販路の拡張を含め順調に推移しています。

パーソナルヘルス製品の売り上げは、前期を上回りました。オーラルケアの売り上げは、高付加価値商品を発売し、前期を上回りました。入浴剤の売り上げは、順調に推移しました。蒸気の温熱シート「めぐりズム」の売り上げは、「蒸気でホットアイマスク」を中心にインバウンド需要を取り込み大きく伸長しました。

営業利益は、主に増収効果により355億円（対前期137億円増）となりました。

〔ファブリック&ホームケア事業〕

売上高は、前期に対して3.1%増の3,344億円（為替変動の影響を除く実質2.1%増）となりました。

ファブリックケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本の売り上げは、粉末洗剤市場の縮小や市場競争の影響を受け、前期に対してほぼ横ばいに推移しました。衣料用洗剤では、濃縮液体洗剤「ウルトラアタック Neo」を、洗浄成分ウルトラクエン酸C配合で、未体験の白さを実感できるように改良し、さらに、抗菌クリア成分を高配合した液体洗剤「アタック 抗菌EX スーパークリアジェル」を発売しました。柔軟仕上げ剤では、「ハミング」を刷新し、やわらかさとすばやい吸水性の両立を可能としました。「ハミングファイン」は、24時間防臭に初めてドライ効果を付加した改良を行いました。また、水分・汗に反応する香りセンサーの発香力が約2倍に強化された「フレア フレグランス」は、シェアを伸ばしました。アジアでは、売り上げは前期を上回りました。衣料用洗剤「アタック」は、インドネシアで平成26年6月に発売した、中間所得層向け手洗い用粉末洗剤「アタックJaz1（ジャズワン）」の貢献もあり、売り上げが伸長しました。

ホームケア製品の売り上げは、前期を上回りました。日本では、食器用洗剤「キュキュット」が、引き続き好調に推移しました。全面改良した住居用洗剤「マジックリン」や住居用掃除シート「クイックル」の売り上げは、順調に推移しました。改良した衣料用消臭剤「リセッシュ」は、市場を活性化し、売り上げは好調に推移しました。また、ファブリックケア製品及びホームケア製品で、介護現場のニオイの悩みに応え生活の質向上を目指した「消臭ストロング」シリーズを発売し、消費者の支持を得ました。

営業利益は、高付加価値商品の増収効果と原材料価格の低下により、692億円（対前期83億円増）となりました。

〔ケミカル事業〕

売上高は、前期に対して0.2%増の2,885億円（為替変動の影響を除く実質2.3%減）となりました。

日本の対象業界では、一部に需要の弱さが続いています。海外では、対象業界の需要減や一部で公共投資の減少がありましたが、ユーロ安に伴う輸出需要の伸びもみられました。

油脂製品では、原料価格変動に伴う販売価格の改定と対象業界の需要減の影響を受けました。機能材料製品では、公共投資の減少等に伴う需要の停滞がみられる中でも、環境負荷の低減に対応した高付加価値製品の開発と販売の拡大に努めました。スペシャルティケミカルズ製品では、パソコン市場の構造変化の影響を受けたものの、顧客ニーズに即した製品対応を行い、高付加価値製品の売り上げが伸長しました。

営業利益は、高付加価値製品の増収効果とコストダウン活動により、301億円（対前期81億円増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ808億円増加し、3,094億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,809億円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△740億円となりました。

以上の結果、フリー・キャッシュ・フローは、1,068億円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△206億円となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) 財政状態の分析」に記載しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は、産業界向けのケミカル製品から一般消費者向けのコンシューマー製品まで極めて多種多様であり、それら製品の在庫をほぼ一定の必要水準に保つように、主として見込み生産を行っております。従って、生産状況は販売状況に類似しているため、生産及び販売の状況については、「1 業績等の概要」をご参照ください。

3【対処すべき課題】

市場競争の激化や市場構造の変化、原材料市況や為替の変動など事業環境は不透明な状況が続いております。消費者の環境や健康などに関する意識の変化やそれに伴う購買意識の変化、さらには高齢化社会の進行や衛生などの社会的課題も増大しています。また、事業がグローバルに拡大し、さまざまな分野で構造的変化が進む中、事業を取り巻くあらゆるリスクに対応していかなければなりません。このような中、当社グループは、継続的に企業価値を増大させていくために、以下のような課題に対し、適切に対処してまいります。

①平成25年7月4日に自主回収を公表しました、カネボウ化粧品ロドデノール配合美白製品につきましては、白斑様症状を発症された方々への回復支援及び補償を真摯に行っております。これとともに、より高いレベルの安全・安心の担保を図りつつ、再発防止に努めることが課題と認識しており、当社グループを挙げて取り組んでおります。

②事業を取り巻くあらゆるリスクに対応するため、全社的に重要なリスクをコーポレートリスクと定め、管理体制を一層強化することで、グループ全体の企業価値を損なわないように努めてまいります。

4【事業等のリスク】

企業が事業を遂行している限り、さまざまなリスクが伴います。当社グループにおいては、リスクの発生を防止、分散、あるいはリスクヘッジすることによりリスクの合理的な軽減を図っております。また、リスクが顕在化した際には、適切な対応を行い、影響の極小化に努めております。しかし、以下のような予想を超える事態などが生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。また、以下のリスクは当社グループにとり全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在し、それらは投資家の判断に影響を与える可能性があります。

なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成28年3月25日）現在において当社が判断したものであります。

(1) コンシューマープロダクツ事業

①消費者ニーズの変化への対応

当社グループのコンシューマープロダクツ事業は、各国市場の景気変動や消費者の価値観の変化により影響を受けます。当事業は消費者ニーズの変化を捉え、当社グループのモノづくりの総合力を活用し、環境・健康・高齢化・衛生などを切り口とした商品の高付加価値化やサービスの提供に取り組み、ブランド価値を維持向上させております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、消費者ニーズの変化に対応した商品やサービスを提供できず、ブランド価値を落とした場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②流通の変化への対応

当社グループのコンシューマープロダクツ事業は、市場での流通業の合併や統合による新たな企業グループ化の進展、新たな流通チャネルの出現などの流通構造の変化により影響を受けます。当事業は、このような流通構造の変化に対する販売活動を推進し、新たな提案をしております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、流通構造の変化に対応した販売活動や新たな提案ができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2)ケミカル事業

当社グループのケミカル事業は、顧客の需要動向や原材料価格の変動などにより影響を受けます。当事業はコスト削減、製品への価格対応を図り、さらに、顧客ニーズに合った製品の高付加価値化、環境に配慮した製品の研究開発を進め、提供しております。しかしながら、この事業活動にはさまざまな要因による不確実性が伴うため、顧客のニーズに合った製品の提供や原材料価格の変動などへの対応ができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3)事業買収、業務提携、合併事業など

当社グループは事業買収、業務提携、合併事業などを実施する可能性があります。これらの実施に際しては、経済的価値、相手企業の調査を十分に行い決定します。しかしながら、事業活動には予想できないさまざまな不確実性が伴うため、当初の期待していた効果が出せない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)海外事業展開

当社グループは、成長戦略のひとつとしてアジア、欧米市場などでの事業展開を進めており、特に経済成長率が高く、市場規模が大きくなることが予想される国々での事業の強化を重視しております。しかしながら、事業を進める上で、経済成長の鈍化、政治的・社会的に不安定な情勢が生じる、競合との競争の激化、コスト管理が十分できない、小売店・代理店などの取引先との関係に問題が発生するなど、さまざまな要因による不確実性が伴い、事業の強化ができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5)原材料の調達

当社グループの製品で使用している天然油脂や石油関連の原材料の市況価格は、地政学的リスクや需給バランス、異常気象、為替の変動などの影響を受けます。当社グループは原材料価格の上昇に対して、原価低減や売価への転嫁の施策を図り、その影響を軽減しております。また、天然油脂原料に関しては、非可食原料の高度有効利用の研究による代替原料の開発にも取り組んでいます。しかしながら、予想を超えて市況価格に急激な変動が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6)品質管理

当社グループ商品の品質管理につきましては、消費者・顧客の視点に立ち、関連法規の遵守並びに自主的に設定した厳しい基準に従って設計、製造を行っております。発売前の開発段階では、徹底的に試験、調査研究を行い、安全性を確認しております。また発売後には、消費者相談窓口を通じて、商品への意見、要望などをくみ上げ、さらなる品質向上に努めております。しかしながら、予想を超える重大な品質トラブルまたは新たな科学的知見により商品の安全と安心に対する懸念などが発生した場合には、当該ブランドの問題だけではなく、他のブランドや当社グループ全体の信用の低下にもつながり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7)自然災害・事故などへの対応

当社グループは、地震をはじめとする自然災害に対して、生産工場及び主要な事業拠点を対象に災害対策、事業継続計画（BCP）の策定を行っており、今後も強化と充実を図っていきます。しかしながら、予想を超える規模の地震やそれにより派生した災害が発生し、原材料の確保、生産の継続などに問題が生じて商品の市場への供給に支障をきたした場合は、また、震災に伴う経済環境の悪化によって需要動向に大きな変化が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、生産工場の爆発・火災事故、情報システム障害、原材料購入先のトラブル、電力や水などの社会インフラの機能不全、有害物質による環境汚染、感染症の蔓延、テロ、政変、暴動などが発生し、商品の市場への供給に支障をきたした場合には、当社グループへの信用、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8)為替の変動

外国通貨建ての取引については為替相場の変動による影響を受けますが、外貨預金口座を通じての決済、為替予約取引や通貨スワップ取引などにより為替変動リスクをヘッジすることにしており、経営成績に与える影響を軽減しております。なお、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。しかしながら、在外連結子会社の財務諸表の各項目は円換算するため、換算時の為替レートが予想を超えて大幅に変動した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を受けます。

(9)繰延税金資産や減損処理の影響

当社グループは、事業用の資産や企業買収の際に生じるのれんなど様々な有形・無形の固定資産や繰延税金資産等を計上しております。これらの資産については、今後の業績計画との乖離や時価の下落等によって、期待されるキャッシュ・フローが生み出せない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 人材の確保

当社グループは、グローバルでの事業目標達成のために多様で優秀な人材の確保に努めております。消費者の方々
に支持される“よきモノづくり”をめざすために、研究開発、生産技術、マーケティング、販売活動など高度な専門
性を持った人材が不可欠です。しかしながら、雇用情勢の変動などにより、必要な人材を確保できない場合には、当
社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 法規制の遵守

当社グループは、事業活動を行う上で、商品の品質、安全、環境関連、化学物質関連、また会計基準や税法、労務
関連、取引関連などの様々な法規制の適用を受けています。当社グループは、コンプライアンス体制を構築し、遵守
に努めておりますが、当社グループだけでなく委託先などが重大な法令違反を起こした場合は、当社グループへの信
用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、現行の法規制の変更や新たな法規制などが追加
された場合には、当社グループの事業活動が制限され、あるいはその対応のために投資が必要になるなど、当社グル
ープの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報管理

当社グループは、研究開発、生産、マーケティング、販売などに関する機密情報や、商品開発、販売促進などに用
いる多くのお客様の個人情報を保有しております。当社グループでは、情報取扱いガイドラインによる情報管理を徹
底し、情報システムのハード面・ソフト面を含めた適切なセキュリティ対策を実施しております。しかしながら、予
想を超えるサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルスへの感染などにより、保有する機密情報・個人情報
が漏洩した場合には、当社グループへの信用、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟の提起

当社グループは、グローバルで多岐にわたる事業展開をしており、様々な訴訟などを受ける可能性があります。訴
訟が提起された場合には結果によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(1) 吸収分割契約

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会において、平成28年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である
株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社が、当社から花王カスタマーマーケティング株式会社、カネボ
ウ化粧品販売株式会社及び花王フィールドマーケティング株式会社の株式を承継する会社分割（簡易吸収分割）を実施す
ることについて決議を行い、平成27年11月19日付で吸収分割契約を締結しました。

本吸収分割の概要は次のとおりであります。

① 吸収分割の目的

花王グループの販売機能の一体運営をさらに進めることで、“花王グループの総合力”を発揮し、より高いレベル
で商品・サービスを提供することができるようにするため、本吸収分割を行うものです。

② 吸収分割の方法

当社を吸収分割会社、株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社を吸収分割承継会社とする簡易吸
収分割

③ 吸収分割期日

平成28年1月1日

④ 吸収分割に際して発行する株式及び割当

株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社は、普通株式1株を発行し、そのすべてを当社に割り当
てます。

⑤ 吸収分割承継会社が承継する権利義務

株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社は、当社の保有する花王カスタマーマーケティング株式
会社、カネボウ化粧品販売株式会社及び花王フィールドマーケティング株式会社の株式を吸収分割会社である当社
から承継いたします。

⑥ 吸収分割承継会社の概要

商号	株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社
本店所在地	東京都中央区日本橋小網町8番3号
代表者の役職・氏名	代表取締役 竹内 俊昭
事業内容	コンシューマープロダクツの販売等
資本金	10百万円
設立年月日	平成27年10月1日
発行済株式総数	200株
決算期	12月31日
大株主及び持株比率	花王株式会社100%

吸収分割承継後の株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社は、平成28年1月1日付で商号を花王グループカスタマーマーケティング株式会社に変更いたしました。なお、本店所在地、代表者、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

(2) 合併事業契約

国名	契約先	合併会社名称	出資比率	契約日
マレーシア	IOI Oleochemical Industries Berhad	Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	70.0%	昭和63年2月29日

(注) 出資比率は、間接出資比率であり、Kao Singapore Private Limited (当社100%出資) が出資しております。

6 【研究開発活動】

消費者・顧客の立場にたって、心をこめた“よきモノづくり”を行ない、世界の人々の喜びと満足のある豊かな生活文化を実現するとともに、社会のサステナビリティ（持続可能性）に貢献するという使命のもと、研究開発部門では、多様な国や地域の消費者の様々な文化やニーズを理解し、独創的なシーズと組み合わせることで、新たな価値や市場を創造する画期的な商品・技術の開発に取り組んでおります。

清潔、美、環境、健康、高齢化、衛生などの分野における社会的課題解決に貢献する新たな研究知見を得ることを目指して、順天堂大学と研究包括契約を締結しました。互いの研究知見や施設を活用した産学連携により、オープンイノベーションを推進し、医療・健康分野における基盤研究を強めていきます。

当社グループ全体で、約2,800名が研究開発業務に携わっております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は、520億円（売上高比3.5%）であり、主な成果は、下記のとおりであります。

コンシューマープロダクツ事業

〔ビューティケア事業〕

世界の人々の肌や髪を深く知る本質研究と、新しい機能を生み出す素材や製剤の開発をとおして、健康で美しい素肌や素髪の実現と、多様な生活スタイルに合わせた美容価値の提案を目指しています。

カウンセリング化粧品では、「ソフィーナ」から、30年以上の皮膚科学研究から生まれたハリ美容液「ソフィーナ リフトプロフェッショナル ハリ美容液」を発売しました。ハリを与える独自のモイストリフト成分（ショウガ根エキス、セイヨウトチノキ種子エキス、ヒバマタエキス、アミジノプロリン、アセチルヘキサペプチド-8、グリセリン：保湿）を配合し、独自の処方技術により、モイストリフト成分を長時間角層に浸透させ、ハリのあるふっくらとした肌に導きます。セルフ化粧品では、「KATE TOKYO」から、強いまなざしをつくる鮮やかな黒い発色が特徴のアイライナー「ケイト デジタルメモリーライナー」を発売しました。鮮やかな黒顔料に加え、性質の異なる2種類のポリマーをブレンドして配合し、汗・水・皮脂に強く、にじみにくさと落ちにくさを実現しました。

スキンケア製品では、さらさらで使い心地のよい日やけ止め「ビオレさらさらUV」から、全身に塗りのぼしやすいボトル入りジェルタイプで、強力に紫外線をカットするSPF50+・PA++++の「ビオレさらさらUV アクアリッチ ウォーターージェル」を発売しました。「ビオレさらさらUV」は、本ジェルを含めたウォーターベースの「アクアリッチシリーズ」とウォータープルーフタイプの「パーフェクトシリーズ」をすべてPA++++にするなど刷新しました。欧米では、ハンド&ボディローションの「ジャーゲنز」から、シャワー後のぬれた肌にもよくなじみ、うるおいを閉じ込めてべたつかない、高い保湿力と簡便性を両立した「ジャーゲنز ウエットスキンモイスタライザー」を米国、カナダにて発売しました。

ヘアケア製品では、「メリット」の皮脂洗浄技術により、弱い力でもしっかり洗えて汗のニオイや汚れをすっきり落とす「メリット 泡で出てくるシャンプーキッズ」を発売しました。はじめから泡で出てくるので頭全体に泡を広げやすく、泡切れもよいので早くすすげます。欧米では、ヘアサロン向け専用ブランド「ゴールドウェル」から、お客様一人ひとりに合わせてカスタマイズが可能なサロン専用サービスと、自宅ケア用商品をラインアップした新ライン「ケラシルク プレミアムヘアケア」を発売しました。

当事業に係る研究開発費は、239億円であります。

〔ヒューマンヘルスケア事業〕

人が本来持っている健康力を生かしたQOL（Quality of Life：生活の質）の向上を目指し、心と身体の両面からヘルスケア研究を進めています。

サニタリー製品では、ムレがこもらず肌にやさしい生理用品「ロリエ エフしあわせ素肌」から、「ロリエ エフしあわせ素肌 ふわふわスリム」を改良発売しました。従来から採用している“ふわふわ凹凸シート（表面材）”と“全面通気性バックシート”に加え、“偏在化ブロック吸収体”を採用し、経血の広がりや軽減され、吸収力がアップしさらにムレにくくなりました。アジアでは、フィット感と吸収力を高めた新デザインを採用し、赤ちゃんの成長に着目した仕様とした台湾専用のベビー用紙おむつ「メリーズ プレミアム」を台湾にて改良発売しました。

パーソナルヘルス製品では、ネバつき浄化、歯肉炎予防、口臭予防といった“歯周トラブルケア”ができるハミガキとして「薬用ピュオーラ」を改良発売しました。清浄剤“エリスリトール”を花王独自技術により高配合し、細菌のかたまりにすばやく浸透し、分散しやすくしネバつきを浄化します。分散された菌に殺菌剤CPCが作用し、口臭、歯肉炎を予防します。

当事業に係る研究開発費は、119億円であります。

〔ファブリック&ホームケア事業〕

多様なニーズに応える家庭用製品から、高度な清浄・衛生（洗い上がり）が求められる業務用製品まで、幅広い分野での研究開発に取り組んでいます。

ファブリックケア製品では、超濃縮タイプの液体洗剤「ウルトラアタックNeo」を改良発売しました。“洗浄成分ウルトラクエン酸C（界面活性剤とクエン酸の複合成分）”を配合した独自処方により、皮脂や雑菌が繊維に絡まって落ちにくい“密着汚れ”まで一気に洗浄し、くすみ・ニオイを防いで、未体験の白さをかなえます。アジアでは、花王の除菌・抗菌技術を応用した新防臭技術により、衣類の汗のニオイを一日中抑える粉末及び液体洗剤「アタック 3Dクリーンアクション」をタイにて発売しました。

ホームケア製品では、浴室用洗剤「バスマジックリン」シリーズを刷新しました。豊かに泡立ち、汚れをこすらず落とす高い洗浄力と、すすぎ時の泡消えの早さを両立する独自の“マジック泡”を開発し、お風呂そうじのラク・時短・節水を実現しました。

当事業に係る研究開発費は、71億円であります。

〔ケミカル事業〕

油脂科学、界面科学、高分子科学等における研究開発の成果をさらに深化させ、幅広い産業界の多様なニーズに対応した特徴あるケミカル製品を提供すべく、研究開発に取り組んでいます。

油脂製品では、油脂アルコールや3級アミンにおいて独自の触媒・プロセス技術開発を進めております。機能材料製品では、環境負荷低減に対応した付加価値製品の開発に努め、廃棄物が少なく、エネルギー低減に寄与する製造用材料の開発などに取り組んでおります。スペシャルティケミカルズ製品では、バイオ原料を用いたトナーバインダーのバイオ原料比率を上げる開発などを進めています。

当事業に係る研究開発費は、91億円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

売上高は、前期に対して5.0%増の1兆4,718億円（為替変動の影響を除く実質2.8%増）となりました。コンシューマープロダクツ事業では、日本において、市場の伸長、新製品の発売及び販売促進活動のさらなる強化などにより、シェアが拡大し、売り上げは伸長しました。海外においては、アジアが大きく伸長しました。ケミカル事業では、原料価格変動に伴う販売価格の改定及び一部の対象業界での需要減の影響を受け、為替変動の影響を除く実質では減収となりました。

利益面では、主に日本のヒューマンヘルスケア事業及びアジアのコンシューマープロダクツ事業の増収効果と、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格の低下などにより、営業利益は1,644億円（対前期311億円増）となり、経常利益は1,693億円（対前期305億円増）となりました。当期純利益は989億円（対前期193億円増）となりました。

なお、報告セグメントの売上と営業利益の概況については、「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

(連結財政状態)

	前連結会計年度末 26年12月末	当連結会計年度末 27年12月末	増 減
総資産 (億円)	11,982	12,819	836
純資産 (億円)	6,724	6,871	147
自己資本比率	54.9%	52.7%	—
1株当たり純資産	1,313.63円	1,347.29円	33.66円
借入金・社債の残高 (億円)	1,012	1,201	189

(連結キャッシュ・フローの状況)

	通期		増 減 (億円)
	26年12月期 (億円)	27年12月期 (億円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,451	1,809	357
投資活動によるキャッシュ・フロー	△638	△740	△102
フリー・キャッシュ・フロー (営業活動+投資活動)	813	1,068	255
財務活動によるキャッシュ・フロー	△850	△206	644

総資産は、1兆2,819億円となり、前連結会計年度末に比べ836億円増加しました。主な増加は、現金及び預金177億円、有価証券480億円、その他流動資産231億円、有形固定資産201億円であり、主な減少は、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産242億円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ689億円増加し、5,947億円となりました。主な増加は、長期借入金400億円、退職給付に関する会計基準等の適用による増加を含めた、退職給付に係る負債318億円、未払金98億円であり、主な減少は、1年内返済予定の長期借入金200億円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ147億円増加し、6,871億円となりました。主な増加は、当期純利益989億円であり、主な減少は、為替換算調整勘定145億円、剰余金の配当金の支払い371億円によるものです。

なお、退職給付に関する会計基準等の適用により、期首の利益剰余金残高が、279億円減少しました。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の54.9%から52.7%となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、1,809億円となりました。主な増加は、税金等調整前当期純利益1,616億円、減価償却費736億円、未払金及び未払費用の増減額86億円であり、主な減少は、法人税等の支払額462億円、売上債権の増減額84億円です。

投資活動によるキャッシュ・フローは、△740億円となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出641億円です。

営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、1,068億円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、△206億円となりました。主な内訳は、少数株主への支払いを含めた配当金の支払額384億円です。なお、平成27年3月に借入金200億円を返済しましたが、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的に、400億円の借り入れを行いました。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ808億円増加し、3,094億円となりました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資等の金額は、83,383百万円であり、セグメントごとの内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）
ビューティケア事業	20,628
ヒューマンヘルスケア事業	31,164
ファブリック&ホームケア事業	15,292
コンシューマープロダクツ事業 計	67,084
ケミカル事業	16,299
合 計	83,383

- (注) 1. 有形固定資産のほか、無形固定資産及び長期前払費用への投資が含まれております。
なお、資産除去債務に係る有形固定資産の増加額は含まれておりません。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

コンシューマープロダクツ事業では、設備増強、合理化、維持更新などを行いました。国内及び海外のサニタリー製品関連工場の生産能力を拡充し供給体制の強化に努め、また小田原事業場においては化粧品の研究設備の拡充や最新の製造設備を備えた新棟の建設を行いました。

ケミカル事業では、中国上海市において新工場が竣工するとともに、インドネシアにおいて界面活性剤の生産能力拡充ほか設備の合理化、維持更新などを行いました。

なお、上記の所要資金は、主に当社グループ内の資金を有効活用しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備の当連結会計年度末における状況は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成27年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
和歌山工場・研究所 (和歌山県和歌山市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備	16,746	15,983	809 (514)	—	4,051	37,589	1,673 [104]
東京工場・研究所・ すみだ事業場 (東京都墨田区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備 その他設備	5,182	817	376 (43)	—	2,022	8,397	1,870 [92]
酒田工場 (山形県酒田市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業	生産設備	4,501	9,523	622 (195)	—	2,127	16,773	248 [6]
川崎工場 (神奈川県川崎市 川崎区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	生産設備	5,710	6,248	7,726 (101)	—	745	20,429	261 [12]
栃木工場・研究所 (栃木県芳賀郡 市貝町)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発設備	8,684	10,661	2,057 (224)	—	3,985	25,387	1,196 [16]
鹿島工場 (茨城県神栖市)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業 ケミカル事業	生産設備	3,991	4,558	6,391 (354)	—	913	15,853	271 [9]
豊橋工場 (愛知県豊橋市)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルスケア事業	生産設備	1,154	1,583	6,290 (314)	—	233	9,260	107 [6]
花王サニタリープロ ダクツ愛媛(株)への貸 与資産(愛媛県西条 市)	ヒューマンヘルスケア事業 ファブリック&ホームケア事業	生産設備	1,645	4,930	962 (47)	—	528	8,065	— [—]
小田原研究所・小田 原事業場・ 花王コスメプロダク ツ小田原(株)への貸与 資産 (神奈川県小田原市)	ビューティケア事業	研究開発設備 生産設備	5,696	3,948	— (—) [62]	—	2,836	12,480	256 [37]

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
川崎ロジスティクス センター (神奈川県川崎市 川崎区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルス ケア事業 ファブリック&ホ ームケア事業	物流設備	192	200	2,903 (27)	—	5	3,300	— [—]
岩槻ロジスティクス センター (埼玉県さいたま市 岩槻区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルス ケア事業 ファブリック&ホ ームケア事業	物流設備	339	486	1,529 (21)	—	7	2,361	— [—]
堺ロジスティクスセ ンター (大阪府堺市西区)	ビューティケア事業 ヒューマンヘルス ケア事業 ファブリック&ホ ームケア事業	物流設備	433	245	1,931 (37)	—	6	2,615	— [—]
厚木ロジスティクス センター (神奈川県愛甲郡 愛川町)	ビューティケア事業	物流設備	3,108	510	2,810 (33)	—	16	6,444	— [—]

(2) 国内子会社

平成27年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
花王カスタマ ーマーケティング㈱	本店ほか8 リージョン (東京都 中央区ほか)	ビューティケア 事業 ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	販売設備	1,312	—	6,940 (105) [3]	908	232	9,392	5,558 [923]
花王サニタリ ープロダクツ 愛媛㈱	本社工場 (愛媛県 西条市)	ヒューマンヘル スケア事業 ファブリック& ホームケア事業	生産設備	—	—	— (—) [47]	—	—	—	300 [11]
㈱カネボウ化 粧品	花王㈱への 貸与資産 (神奈川県 小田原市)	ビューティケア 事業	生産設備	—	—	4,642 (62)	61	—	4,703	3 [—]
花王クエーカ ー㈱	豊橋工場 (愛知県 豊橋市)	ケミカル事業	生産設備	192	57	— (—) [27]	—	45	294	28 [5]
花王コスメプ ロダクツ小田 原㈱	本社工場 (神奈川県 小田原市)	ビューティケア 事業	生産設備	—	—	— (—) [46]	—	—	—	366 [112]

(3) 在外子会社

平成27年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及び構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
上海花王有限 公司	上海工場 (中国 上海)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業	生産設備	1,715	2,892	— (—) [135]	—	632	5,239	321 [—]
花王 (上海) 化工有限公司	上海工場 (中国 上海)	ケミカル事業	生産設備	2,444	4,147	— (—) [82]	—	234	6,825	49 [—]
花王 (合肥) 有限公司	合肥工場 (中国 合肥)	ヒューマンヘ ルスケア事業	生産設備	3,242	3,371	— (—) [70]	—	209	6,822	85 [—]
Kao (Taiwan) Corporation	新竹工場・研究 所 (台湾 新竹)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業	生産設備 研究開発 設備	534	2,167	128 (58)	—	106	2,935	234 [—]
Pilipinas Kao, Inc.	ハサーン工場 (フィリピン ミサミスオリエ ンタル)	ケミカル事業	生産設備	1,023	11,415	— (—) [448]	—	257	12,695	174 [1]
Kao Industrial (Thailand) Co., Ltd.	チョンブリ工場 (タイ チョンブリ)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業 ケミカル事業	生産設備 研究開発 設備	2,850	4,615	2,068 (324)	—	293	9,826	541 [1]
Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd.	本社工場 (マレーシア ペナン)	ケミカル事業	生産設備	1,090	1,696	— (—) [105]	—	192	2,978	218 [5]
P. T. Kao Indonesia	チカラン工場 (インドネシア チカラン)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業	生産設備	1,134	4,909	— (—) [89]	—	830	6,873	629 [750]
P. T. Kao Indonesia	カラワン工場 (インドネシア カラワン)	ビューティケ ア事業 ヒューマンヘ ルスケア事業 ファブリック &ホームケア 事業	生産設備	4,858	4,896	— (—) [142]	—	330	10,084	338 [595]
P. T. Kao Indonesia Chemicals	カラワン工場 (インドネシア カラワン)	ケミカル事業	生産設備	4,842	3,165	— (—) [120]	—	1,037	9,044	223 [—]

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
				建物及 び構築 物 (百万円)	機械装置 及び運搬 具 (百万円)	土地 (百万円) (面積千㎡)	リース資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Kao USA Inc.	本社工場・研究 所 (米国オハイオ州 シンシナティ)	ビューティケ ア事業	生産設備 研究開発 設備	2,051	2,420	33 (33)	—	824	5,328	620 [16]
Kao Chemicals Americas Corporation	本社工場 (米国ノースカロ ライナ州ハイポ イント)	ケミカル事業	生産設備 研究開発 設備	2,472	3,146	184 (233)	—	332	6,134	157 [—]
Kao Manufacturing Germany GmbH	本社工場 (ドイツ ダルム シュタット)	ビューティケ ア事業	生産設備	568	979	462 (50) [25]	458	213	2,680	179 [22]
Kao Chemicals GmbH	本社工場 (ドイツ エメリッヒ)	ケミカル事業	生産設備	843	2,178	154 (73)	—	310	3,485	183 [30]
Kao Corporation S. A.	オレッサ工場 (スペイン バルセロナ)	ケミカル事業	生産設備	1,548	588	406 (139)	—	279	2,821	124 [3]
Kao Corporation S. A.	モレ工場 (スペイン バルセロナ)	ケミカル事業	生産設備	878	362	124 (67)	—	109	1,473	68 [5]

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品と建設仮勘定であります。
2. 従業員数の[]は、臨時従業員数を外書しております。
3. 花王カスタマーマーケティング㈱は土地及び建物等を賃借しており、賃借料は年額581百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
4. 提出会社は、花王サニタリープロダクツ愛媛㈱に、土地を含め、製造に必要なすべての設備を貸与しております。貸与中の土地については、花王サニタリープロダクツ愛媛㈱の土地の面積にも、[]で外書しております。
5. 提出会社は、花王コスメプロダクツ小田原㈱に、土地以外の、製造に必要なすべての設備を貸与しております。土地については、㈱カネボウ化粧品が提出会社に貸与したものを、提出会社が再び花王コスメプロダクツ小田原㈱に貸与しております。土地の面積については、[]で外書しております。貸与中の土地については、花王コスメプロダクツ小田原㈱の土地の面積にも、[]で外書しております。
6. 提出会社の豊橋工場の土地には、花王クエーカー㈱豊橋工場に貸与中の土地27千㎡を含んでおります。花王クエーカー㈱豊橋工場の土地の面積に、[]で外書しております。
7. 提出会社の豊橋工場の従業員数には、花王クエーカー㈱豊橋工場の生産に従事している5名を含んでおります。
8. 上海花王有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額23百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
9. 花王（上海）化工有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額18百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
10. 花王（合肥）有限公司は土地を賃借しており、賃借料は年額11百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
11. Pilipinas Kao, Inc. は土地をMisamis Oriental Land Development Corporation（関連会社）より賃借しており、賃借料は年額8百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
12. Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. は土地を賃借しており、賃借料は年額6百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
13. P. T. Kao Indonesiaは土地を賃借しており、賃借料は年額43百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。
14. P. T. Kao Indonesia Chemicalsは土地を賃借しており、賃借料は年額32百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。

15. Kao Chemicals Americas Corporationには、同一事業所内にある同社の子会社であるHigh Point Textile Auxiliaries LLCとKao Specialties Americas LLC及びKao America Inc.の子会社であるHPC Realty, Inc.が含まれております。
16. Kao Manufacturing Germany GmbHは土地を賃借しており、賃借料は年額30百万円であります。土地の面積については、[]で外書しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充等）は、およそ100,000百万円であり、セグメントに関連付けた内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	設備投資計画金額（百万円）	設備等の主な内容・目的
ビューティケア事業	65,000	国内及び海外のサニタリー製品関連工場の生産能力の拡充ほか、各事業の設備増強、合理化、維持更新など
ヒューマンヘルスケア事業		
ファブリック&ホームケア事業		
ケミカル事業	12,000	国内及び海外における生産能力の拡充ほか、設備の合理化、維持更新など
その他、全社（共通）	23,000	研究開発設備、物流設備の拡充及び維持更新、IT関連投資など
合計	100,000	

（注）1. 金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

3. 上記計画に伴う所要資金は、主に当社グループ内の資金を有効活用する予定であります。

4. 各セグメントに共通の設備投資計画はその他、全社（共通）に含めております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

平成27年12月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成27年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年3月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	504,000,000	504,000,000	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は100株でありま す。
計	504,000,000	504,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	7	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算して
おります。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額
1株当たり2,115円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。
 - iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - v. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
 - vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
 - viii. 新株予約権の取得事由及び条件
次に準じて決定する。
当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認

の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	5	5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,000	5,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月1日 至 平成28年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,116 資本組入額 1,058	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,115円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	212	130
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	212,000	130,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,355円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月1日 至 平成28年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,355 資本組入額 1,178	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	9	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000	9,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	7	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000	7,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年7月1日 至 平成29年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,750 資本組入額 875	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,749円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	131	117
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	131,000	117,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,190円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年9月1日 至 平成29年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,190 資本組入額 1,095	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	16	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000	16,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成30年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,719 資本組入額 860	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	14	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月1日 至 平成30年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 1,719 資本組入額 860	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり1,718円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	272	248
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	272,000	248,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり2,254円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年9月1日 至 平成30年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,254 資本組入額 1,127	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	21	21
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	21,000	21,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成31年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,120 資本組入額 1,060	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成24年7月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	32	31
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	32,000	31,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成31年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,120 資本組入額 1,060	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,119円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成25年4月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	18	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000	18,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成32年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,028 資本組入額 1,514	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成25年4月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	22	22
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,000	22,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年7月1日 至 平成32年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,028 資本組入額 1,514	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,027円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成25年4月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成26年4月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	12	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成33年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,809 資本組入額 1,905	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成26年4月25日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	28	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,000	28,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年7月1日 至 平成33年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,809 資本組入額 1,905	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,808円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成26年4月25日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成27年4月23日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	13	13
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,000	13,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成34年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 5,631 資本組入額 2,816	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり5,630円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり5,630円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成27年4月23日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年2月29日)
新株予約権の数(個)	27	27
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000	27,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成29年7月1日 至 平成34年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 5,631 資本組入額 2,816	同左
新株予約権の行使の条件	—	—
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、当社取締役会の 決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2	同左

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり5,630円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり5,630円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成27年4月23日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (千株)	発行済株式総数 残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年3月31日 (注) 1	△13,931	526,213	—	85,424	—	108,889
平成24年12月31日	—	526,213	—	85,424	—	108,889
平成25年12月31日 (注) 2	△10,213	516,000	—	85,424	—	108,889
平成26年12月31日 (注) 3	△12,000	504,000	—	85,424	—	108,889
平成27年12月31日	—	504,000	—	85,424	—	108,889

(注) 1. 自己株式の消却 (平成23年5月20日 13,931千株)

2. 自己株式の消却 (平成25年6月19日 10,213千株)

3. 自己株式の消却 (平成26年12月10日 12,000千株)

(6) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	215	54	744	794	40	48,852	50,699	—
所有株式数 (単元)	—	1,691,725	122,806	198,969	2,426,902	333	594,512	5,035,247	475,300
所有株式数 の割合 (%)	—	33.60	2.44	3.95	48.20	0.00	11.81	100.00	—

(注) 1. 自己株式1,985,324株は、「個人その他」に19,853単元及び「単元未満株式の状況」に24株を含めて記載しております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、57単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成27年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	34,018	6.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	32,957	6.54
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4丁目16-13)	22,183	4.40
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	16,207	3.22
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	8,442	1.68
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	8,153	1.62
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	7,603	1.51
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	7,190	1.43
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	6,691	1.33
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号 J A共済ビル	6,524	1.29
計	—	149,967	29.76

- (注) 1. 上記の株主の所有株式数には、信託業務または株式保管業務に係る株式数が含まれている場合があります。
2. ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者他6社から、平成26年9月4日付で大量保有報告書の提出があり、平成26年8月29日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブラックロック・ジャパン株式会社他6社	25,864	5.01

3. 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者他2社から、平成27年2月5日付で変更報告書の提出があり、平成27年1月30日現在で下記のとおり株券等を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質保有株式数の確認ができないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社他2社	30,810	6.11

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,985,300	—	普通株式の内容は、上記(1)株式の総数等②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式 (その他) (注)	普通株式 501,539,400	5,015,394	同上
単元未満株式	普通株式 475,300	—	同上
発行済株式総数	504,000,000	—	—
総株主の議決権	—	5,015,394	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,700株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数57個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	1,985,300	—	1,985,300	0.39
計	—	1,985,300	—	1,985,300	0.39

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

(平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日、平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

(平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	12,000株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～平成27年6月30日
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2.に記載のとおりであります。

(平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年6月27日開催の第102期定時株主総会並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成20年6月27日、平成20年7月28日及び平成20年8月28日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 4名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	447,000株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり3,100円 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成22年9月1日～平成27年8月31日
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、平成13年6月28日開催の第95期定時株主総会の決議に基づき当社が取得した自己株式のストックオプションの権利者への譲渡、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
- 上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。
- ※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。
- v. 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
次に準じて決定する。
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。
- viii. 新株予約権の取得事由及び条件
次に準じて決定する。
- 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成21年6月26日定時株主総会決議及び平成21年7月24日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年6月26日開催の第103期定時株主総会及び平成21年7月24日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成21年6月26日及び平成21年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 74名 関係会社取締役 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	430,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,355円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	38,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	24,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成22年6月29日定時株主総会決議及び平成22年7月26日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成22年6月29日開催の第104期定時株主総会及び平成22年7月26日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成22年6月29日及び平成22年7月26日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	435,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,190円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	36,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	26,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成23年6月29日定時株主総会決議及び平成23年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社使用人並びに子会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成23年6月29日開催の第105期定時株主総会及び平成23年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成23年6月29日及び平成23年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 子会社取締役及び使用人 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	435,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,254円(注)2
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 1. 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2. 当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。ただし、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、単元未満株主の単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合は、いずれも行使価額の調整を行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式の総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる資本金の額の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、割当日後、当社普通株式の株式の分割または株式の併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または株式の併合の比率に応じ調整され、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成24年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成24年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	30,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成24年7月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成24年7月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成24年7月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	49,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成25年4月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成25年4月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成25年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	22,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成25年4月30日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成25年4月30日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成25年4月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	27,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成26年4月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成26年4月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成26年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	12,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成26年4月25日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成26年4月25日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成26年4月25日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 23名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	28,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成18年6月29日定時株主総会決議及び平成27年4月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会及び平成27年4月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日及び平成27年4月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	13,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

(平成27年4月23日取締役会決議)

会社法に基づき、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成27年4月23日開催の取締役会において決議されたものであります。

決議年月日	平成27年4月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を兼務しない当社執行役員 23名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	27,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	—
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 当社普通株式の分割または併合等が行われる場合には、付与株式数(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数である1,000株とする。)は当該株式の分割または併合等の比率に応じ調整され、株式の数は、当該調整後の付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整される。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	9,340	54,213,979
当期間における取得自己株式 (注)	425	2,522,447

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式には、平成28年3月1日から本有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間 (注)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
(ストックオプションの権利行使)	389,000	1,568,961,000	123,000	496,855,000
(単元未満株式の売り渡し)	516	2,081,611	219	884,670
保有自己株式数	1,985,324	—	1,862,530	—

(注) 当期間とは、当事業年度の末日の翌日から本有価証券報告書提出日までの期間であります。ただし、当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成28年3月1日から本有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使並びに単元未満株式の売り渡し及び買い取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益ある成長を達成するため、中長期の経営視点から、設備投資や買収を行うための内部留保を確保し、配当については、安定的かつ継続的に行うことを重視しております。また、資本効率の向上を勘案した自己株式の取得・消却についても弾力的に考えていきます。

この方針のもと、当事業年度の期末配当金は、前事業年度に比べ6円増配の1株当たり42円となりました。

この結果、年間配当金は中間配当金と合わせて前事業年度に比べ10円増配の1株当たり80円、連結での配当性向は40.6%となりました。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。中間配当については、定款に「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)
平成27年7月28日 取締役会決議	19,073	38
平成28年3月25日 第110期定時株主総会決議	21,085	42

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第106期	第107期	第108期	第109期	第110期
決算年月	平成24年3月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
最高 (円)	2,295	2,391	3,550	4,913.0	6,623.0
最低 (円)	1,950	1,997	2,277	3,041	4,601.0

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります（以下も同様であります。）。

2. 第107期は、決算期変更により平成24年4月1日から平成24年12月31日までの9ヶ月間となっております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高 (円)	6,623.0	6,612.0	5,550.0	6,299	6,540	6,422
最低 (円)	5,615.0	5,240.0	4,962.0	5,287	6,024	5,893

5 【役員 の 状 況】

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長執行役員	経営サポート 部門担当	澤田 道隆	昭和30年12月20日生	昭和56年4月 当社入社 平成15年7月 当社サニタリー研究所長 平成18年6月 当社研究開発部門 副統括 当社執行役員 平成19年4月 当社ヒューマンヘルスケア研究センター長 平成20年6月 当社取締役執行役員 平成24年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現任) 平成26年1月 当社品質保証本部担当 平成28年1月 当社経営サポート部門担当 (現任)	※1	23,300
代表取締役 専務執行役員	コンシューマー プロダクツ 統括、花王プロ フェッショ ナル・サービ ス(株)担当	吉田 勝彦	昭和29年4月5日生	昭和54年4月 当社入社 平成16年6月 当社パーソナルケア第2事業本部長 平成19年4月 当社ヒューマンヘルスケア事業ユニット長 平成19年6月 当社執行役員 平成22年4月 当社ファブリック&ホームケア事業ユニット長 平成24年6月 当社常務執行役員 平成26年3月 当社コンシューマープロダクツ統括 (現任) 花王プロフェッショナル・サービス(株)担当 (現任) 当社代表取締役常務執行役員 平成27年3月 当社代表取締役専務執行役員 (現任)	※1	34,700
代表取締役 専務執行役員	花王グループ カスタマー マーケティング (株)代表取締役 社長執行役 員、花王カス タマーマーケ ティング(株)代 表取締役社長 執行役員	竹内 俊昭	昭和34年3月22日生	昭和56年4月 当社入社 平成18年3月 花王販売(株) (現 花王カスタマーマーケティング(株))九州支社長 平成21年3月 花王カスタマーマーケティング(株)経営企画部門統括 平成22年3月 花王カスタマーマーケティング(株)取締役執行役員 平成23年5月 花王カスタマーマーケティング(株)取締役専務執行役員 平成24年5月 花王カスタマーマーケティング(株)代表取締役専務執行役員 平成24年6月 当社執行役員 平成25年4月 花王カスタマーマーケティング(株)代表取締役副社長執行役員 平成26年3月 花王カスタマーマーケティング(株)代表取締役社長執行役員 (現任) 当社代表取締役常務執行役員 平成28年1月 花王グループカスタマーマーケティング(株)代表取締役社長執行役員 (現任) 当社代表取締役専務執行役員 (現任)	※1	14,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 常務執行役員	研究開発部門 統括	長谷部 佳宏	昭和35年7月30日生	平成2年4月 当社入社 平成20年3月 当社研究開発部門ファブリック&ホームケア研究センター ハウスホールド研究所 第1研究室長 平成23年3月 当社研究開発部門ビューティケア研究センター ヘアビューティ研究所長 平成26年1月 当社研究開発部門基盤研究セクター長、エコイノベーション研究所長 平成26年3月 当社執行役員、当社研究開発部門副統括 平成27年3月 当社研究開発部門統括 (現任) 平成28年1月 当社常務執行役員 平成28年3月 当社取締役常務執行役員 (現任)	※1	2,900
取締役		門永 宗之助	昭和27年8月5日生	昭和51年4月 千代田化工建設株式会社入社 昭和56年6月 米国マサチューセッツ工科大学 工科大学院化学工学専攻 修士課程修了 昭和61年8月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレーテッド・ジャパン入社 平成21年7月 イントリンジクス (Intrinsics) 代表 (現任) 平成24年6月 当社取締役 (現任)	※1	10,000
取締役		長島 徹	昭和18年1月2日生	昭和40年4月 帝人株式会社入社 昭和49年7月 米国ユタ大学MBA課程留学 昭和50年10月 メキシコ国Polynova S.A. 出向 平成12年6月 帝人株式会社 取締役CESHO (グループ環境安全責任者) 平成13年4月 同社取締役CMO (グループマーケティング責任者) 兼 経営企画室長 平成13年6月 同社常務取締役CMO (グループマーケティング責任者) 兼 経営企画室長 平成13年11月 同社代表取締役社長COO (最高執行責任者) 平成14年6月 同社代表取締役社長CEO (最高経営責任者) 平成20年6月 同社取締役会長 平成25年3月 当社取締役 (現任) 平成25年4月 帝人株式会社 取締役相談役 平成25年6月 同社相談役 (現任)	※1	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		奥 正之	昭和19年12月2日生	昭和43年4月 株式会社住友銀行入行 昭和50年5月 米国ミシガン大学ロースクール (L. M.) 修了 平成3年1月 同行シカゴ支店 支店長 平成6年6月 同行取締役 平成10年11月 同行常務取締役 平成11年6月 同行常務取締役兼常務執行役員 平成13年1月 同行専務取締役兼専務執行役員 平成13年4月 株式会社三井住友銀行 専務取締役兼専務執行役員 平成14年12月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 専務取締役 平成15年6月 株式会社三井住友銀行 副頭取兼副頭取執行役員 平成17年6月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 (現任) 株式会社三井住友銀行 頭取兼最高執行役員 平成26年3月 当社取締役 (現任)	※1	—
常勤監査役		小林 省治	昭和28年12月29日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 当社執行役員 平成19年4月 当社ケミカル事業ユニット副事業ユニット長 平成22年6月 当社ケミカル事業ユニット長 平成23年3月 Fatty Chemical (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役会長 Pilipinas Kao, Inc. 取締役会長 Kao Chemicals Europe, S.L. 取締役会長 平成25年3月 当社常勤監査役 (現任)	※2	12,600

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		沼田 敏晴	昭和28年12月1日生	平成元年4月 当社入社 平成11年2月 当社加工・プロセス開発研究所長 平成15年6月 当社理事 平成17年6月 当社研究開発部門副統括 当社執行役員 平成18年6月 当社研究開発部門統括 当社取締役執行役員 平成20年6月 当社ケミカル事業ユニット担当、品質 保証本部担当、TCR担当 当社取締役常務執行役員 平成24年5月 当社中国事業担当 平成24年6月 当社専務執行役員 当社中国事業本部長 花王（中国）投資有限公司董事長総経 理 上海花王有限公司董事長 花王（上海）産品服務有限公司董事長 花王（中国）研究開発中心有限公司董 事長 花王（合肥）有限公司董事長 佳麗宝化粧品（中国）有限公司董事長 上海佳麗宝化粧品有限公司董事長 平成27年3月 当社常勤監査役（現任）	※3	31,400
監査役		五十嵐 則夫	昭和23年7月16日生	昭和52年4月 公認会計士登録 昭和63年7月 青山監査法人代表社員 平成18年9月 あらた監査法人（現 PwCあらた監査法 人）代表社員 平成19年4月 国立大学法人横浜国立大学大学院国際 社会科学研究所教授 平成20年4月 国立大学法人横浜国立大学経営学部教 授 平成25年3月 当社監査役（現任） 平成25年4月 国立大学法人横浜国立大学大学院国際 社会科学研究院教授 平成26年4月 国立大学法人横浜国立大学成長戦略研 究センター客員教授（現任）	※2	—
監査役		早稲田 祐美子	昭和35年1月29日生	昭和60年4月 弁護士登録 松田政行法律特許事務所（現 森・濱田 松本法律事務所）入所 平成25年4月 東京六本木法律特許事務所入所 平成26年1月 同事務所パートナー（現任） 平成26年3月 当社監査役（現任）	※4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役		井上 寅喜	昭和31年9月6日生	昭和55年10月 アーサーアンダーセン会計事務所入所 昭和60年12月 公認会計士登録 昭和62年6月 米国アーサーアンダーセン・ニューヨーク事務所駐在 平成7年10月 アンダーセンナショナル・パートナー 平成9年10月 アンダーセンワールドワイド・パートナー 平成11年7月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 代表社員 平成20年7月 井上寅喜公認会計士事務所所長(現任) 平成22年6月 株式会社アカウンティング・アドバイザリー代表取締役社長(現任) 平成28年3月 当社監査役(現任)	※5	—
計						129,700

- (注) 1. 取締役 門永 宗之助、同 長島 徹、同 奥 正之の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 五十嵐 則夫、同 早稲田 祐美子、同 井上 寅喜の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役及び監査役の任期は、次のとおりであります。
- ※1 平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - ※2 平成24年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - ※3 平成26年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成30年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - ※4 平成25年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
 - ※5 平成27年12月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年12月期に係る定時株主総会終結の時まで。
4. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は27名で、内4名は取締役を兼務しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業価値の継続的な増大をめざして、迅速で効率が良く、健全かつ公正で透明性の高い経営を実現し、また、長期目標・中期経営計画を達成できるよう、経営体制及び内部統制システムを整備・運用し、必要な施策を実施するとともに説明責任を果たしていくことが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。株主をはじめとするステークホルダーからの要請、社会動向などを踏まえて検証を毎年行い、適宜必要な施策を実施しています。

①企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

当社では、監査役会設置会社というガバナンスの枠組みの中で、監督と執行の分離を進めていく体制として、執行役員制度を導入しております。平成28年3月の定時株主総会終結後の経営体制は、社外取締役3名を含む取締役7名（男性7名）、社外監査役3名を含む監査役5名（男性4名、女性1名）、専任の役付執行役員5名を含む執行役員27名（男性25名、女性2名）となりました。全社外取締役及び全社外監査役は、経営陣から独立した中立性を保った独立役員であります。取締役会の審議の透明性の向上等を目的とし、平成26年3月の定時株主総会後から、独立社外取締役が取締役会の議長を担っております。取締役及び執行役員の任期は1年であります。

当事業年度において開催された取締役会は臨時取締役会を含めて15回であり、当事業年度末における社外取締役の平均出席率は100%、社外監査役の平均出席率は98%となっております。社外役員に対しては、取締役会における充実した議論に資するため、取締役会の議題の提案の背景、目的、その内容等につき、取締役会の開催前に資料を配布し、必要に応じて、取締役会の事務局より十分な説明が行われています。

指名委員会等設置会社における報酬委員会及び指名委員会と同様の機能を果たす機関として、取締役・執行役員報酬諮問委員会及び取締役選任審査委員会を設置しております。

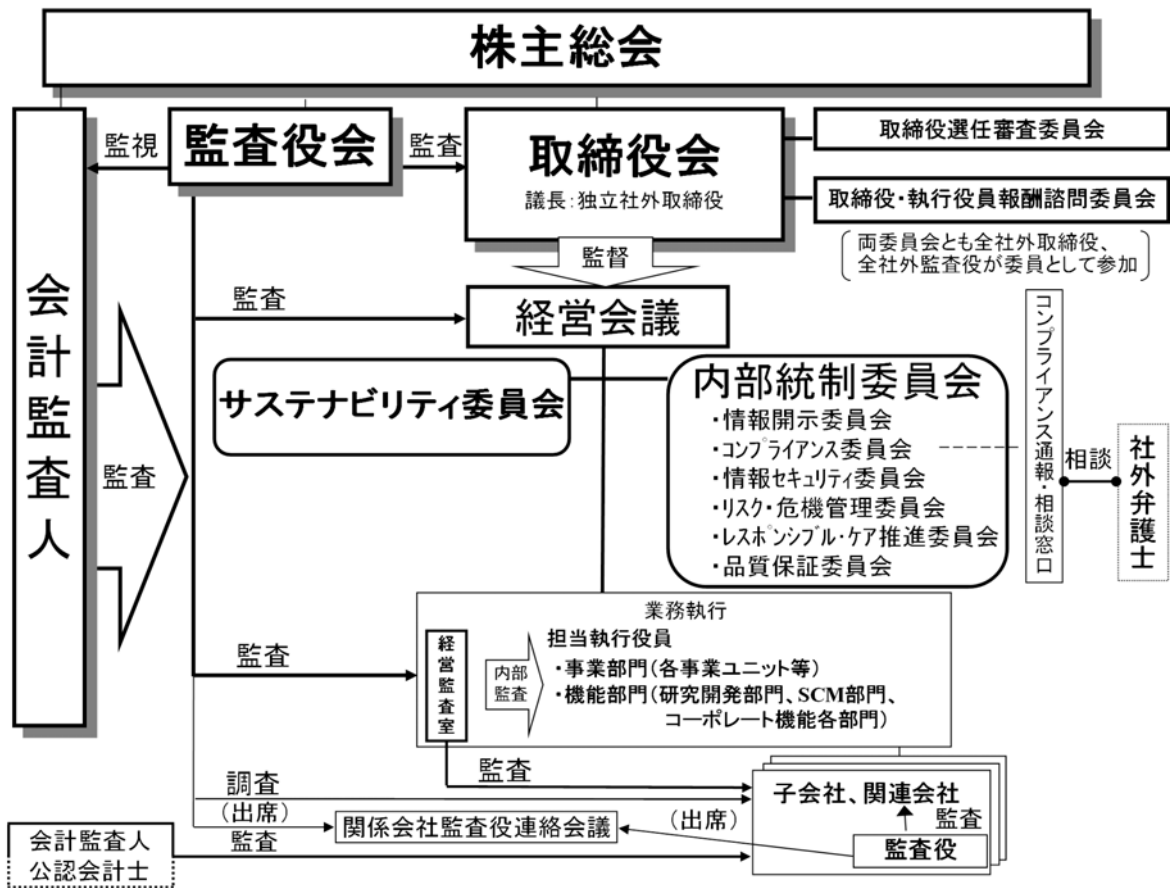
取締役・執行役員報酬諮問委員会は、社内の報酬制度及び各役位の職責に関する委員の理解を深めるために取締役会会長（平成26年3月28日開催の取締役会以降、不在となっております。）及び全代表取締役を、独立した客観的な視点を取り入れるために全社外取締役及び全社外監査役を委員とし（男性8名、女性1名）、議長は互選により選出しておりますが、当事業年度は独立社外取締役が務めました。同委員会は、取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準について意見を求め、審査を実施するもので、当事業年度においては平成28年度の改定に向けて、報酬に関する基本的な考え方の再確認、見直しを含めて3回開催し、その審査結果について取締役会にて報告しました。

取締役選任審査委員会は、独立した客観的な視点を取り入れるため、全社外取締役及び全社外監査役だけで構成し（男性5名、女性1名）、議長は互選により選出しておりますが、当事業年度は独立社外取締役が務めました。同委員会は、取締役（代表取締役を含む）の新任及び再任の際に、その適正さにつき、事前に審査を行い、取締役会に意見具申をするものです。なお、会長・社長は、審査のために必要かつ十分な検討資料（審査対象者に関する資料のほか、取締役や執行役員の担当区分を含む新経営体制の概要を含む）を同委員会開催前に各委員に提出し、また、事前に取締役候補者と各委員が接する機会を設けるなどの配慮を行うことで審査の充実を図っています。当事業年度においては3回開催し、取締役候補者の適正さの審査に加え、社内取締役及び社外取締役の割合を含む取締役会の構成や多様性、当社の社長執行役員及び取締役に必要な資質や能力についても議論を行い、その審査結果について取締役会にて報告しました。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

当社は、絶えずガバナンス体制の向上を図ってまいりました。今後も、ガバナンス体制の向上を、経営上の重要な課題として継続検討してまいります。社内取締役4名と社外取締役3名で構成する取締役会及び社内監査役2名と社外監査役3名で構成する監査役会からなる監査役設置会社としての現体制を基礎として、役員を選任や報酬に関する委員会の設置など、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムとリスク管理体制の模式図は次のとおりであります。



(注) 当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて、弁護士などの複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

ハ. その他の企業統治に関する事項

○内部統制システムの整備の状況

当社は、経営会議の一運営形態として、内部統制の基本方針や運用計画の審議・決定、関連委員会活動状況のモニタリング、内部統制活動の有効性の確認などを行う内部統制委員会（委員長：代表取締役 社長執行役員）を設置しております。なお、内部統制委員会の下に以下の関連委員会を配備しております。

- ・情報開示委員会
- ・コンプライアンス委員会
- ・情報セキュリティ委員会
- ・リスク・危機管理委員会
- ・レスポンシブル・ケア推進委員会
- ・品質保証委員会

○リスク管理体制の整備の状況

損失の危険に関しては、経営目標・事業活動に悪影響を与える可能性を「リスク」、この「リスク」が顕在化することを「危機」とし、「リスク」と「危機」を適切に管理する体制を整備しています。リスク及び危機の管理は、これを担当する取締役または執行役員を委員長とする「リスク・危機管理委員会」において、「リスク及び危機管理に関する基本方針」に基づいて、全社横断的なリスク管理の推進状況を把握し、リスク及び危機管理活動の整備・運用計画を定めています。リスク所管部門または子会社・関係会社は、この方針、計画に基づき、リスクを把握、評価し、必要な対応策を策定、実行するなどしてリスクを適切に管理しています。また、代表取締役 社長執行役員は、経営会議での審議を経た上で、全社的に重要なリスクをコーポレートリスクと定め、これらリスクを管理する責任者を指名し、責任者はコーポレートリスクを適切に管理しています。なお、危機発生時には、コーポレートリスクについては責任者が、その他リスクについては所管部門または子会社・関係会社を中心となって対策組織を立ち上げ、更に、グループ全体に対する影響の重大さに応じて、代表取締役 社長執行役員等を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行います。上記リスク及び危機管理については、定期的及び必要の都度適時に取締役会または経営会議において報告、審議を行っております。

○内部統制システムの運用状況の概要

（コンプライアンスに関する取り組み）

国内外の当社グループを対象として、代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会が主導して花王ビジネスコンダクトガイドライン（以下BCG）をはじめとした関連規程の整備、通報・相談窓口の設置・運用、教育啓発活動（eラーニング、確認テスト、研修（講義、討論会など））などを継続的に実施しています。

当事業年度の主な活動としては、上記の継続的諸施策・活動に加えて、コンプライアンスの諸施策・活動に関して、その効果を客観的に確認し、さらなる改善を図るために、「社員の声を聴く活動」と称し、多くの社員から意見を聴取し、理解度を確認しました。この「社員の声を聴く活動」を踏まえ、10月をコンプライアンス月間として、コンプライアンス委員会委員長による月間メッセージのポスター掲示、各役員から担当部門へのメッセージ発信、ロゴマークの投票、BCG確認テストなどを実施しました。また、外部専門家に贈収賄防止対応を中心に第三者検証を依頼し、課題を抽出して今後の改善案の検討を行いました。

（リスク管理に関する取り組み）

経営目標の達成と事業活動に重大な悪影響を及ぼすリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行するとともに、万一リスクが顕在化した場合の被害・損害をできる限り小さくするために必要な備えと訓練を実施しています。

当事業年度はさらにリスクへの対応力を高めるために、当社グループにとって重要なコーポレートリスクを選定し、優先的に対応していく推進体制を整備しました。また、これまで全社横断的なリスク管理体制の整備、運用計画の策定を進めてきた「リスクマネジメント委員会」を「リスク・危機管理委員会」に改称し、リスクが顕在化した「危機」に直面した際に、適切かつ迅速に対応する役割を担う体制としました。

（子会社管理に関する取り組み）

子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を定めた「ポリシーマニュアル」というグループ会社管理規程に基づき、必要に応じて子会社から当社に対し、付議・報告がなされています。

また、事業別及び事業を支援する機能別に設置されている定例会議においても、付議基準に基づき、必要に応じて付議・報告が行われました。また、規程などに基づき付議・報告がなされていることについて経営監査室や子会社管理を所管する部門が往査やチェックリストの提出を受けることにより確認しました。

さらに、代表取締役及び執行役員は、職務分掌に従い、子会社に対して、内部統制体制の整備・運用について監督を行いました。

(監査役監査に関する取り組み)

監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会及びその関連の委員会などの重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、事業部門・機能部門に対するヒアリング、国内外の子会社調査、当社及び当社の重要な子会社の代表取締役との意見交換会、国内関係会社監査役連絡会議（半期毎に開催し、当社監査役と関係会社監査役間相互の情報交換などを目的とする）などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領並びに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、経営監査室をはじめとする内部監査部門とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

(内部統制体制の整備に関する方針の改定状況)

当事業年度においては、平成27年5月1日施行の会社法改正に対応し、同年4月の取締役会の決議により、内部統制体制の整備に関する方針を一部改定しました。さらに、同年12月の取締役会においても、「当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」について、「リスク」の定義の見直し、「危機」の定義の追加、コーポレートリスク体制の追加などを内容とした同方針の一部改定を決議するなど、必要に応じて、適時、現状に見合う体制整備のための見直しを行っております。

二. 責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任を、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度として負担するものとする契約を締結しております。

②内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査及び監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、経営監査室を設置しており、国内外の関係会社を含めた業務プロセスの適正性及び経営の妥当性、効率性を監査し、監査結果は、代表取締役社長執行役員、業務担当執行役員及び監査役に報告しております。現在スタッフは国内外のグループ会社を含め43名ですが、それ以外に配置している環境安全、品質保証、輸出管理などに関する専門監査スタッフなどと連携をとっております。また、一部の重要な関係会社については、会社法に基づくまたは任意に、会計監査を監査法人にお願いしております。

当社の監査役は5名で、3名が社外監査役、2名が社内出身の常勤監査役です。当事業年度において開催された監査役会は10回であり、当事業年度末における監査役の出席率は98%です。監査役の職務を補助するため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するスタッフを1名配置しております。さらに、経営監査室、法務・コンプライアンス部門、会計財務部門などの機能部門も部分的にスタッフ業務を務めております。監査役の監査活動は、取締役会、経営会議、内部統制委員会及びその関連の委員会等の重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、事業部門・機能部門に対するヒアリング、国内外の子会社調査、当社及び当社の重要な子会社の代表取締役との意見交換会、国内関係会社監査役連絡会議などを定例化して実施しています。

なお、社外監査役五十嵐則夫氏及び井上寅喜氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

ロ. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正性を監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領並びに情報交換・意見交換を行っております。また、経営監査室をはじめとする内部監査部門とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

内部統制委員会は、内部統制システムの構築・運用の方針や具体策を定め、内部監査部門がその実施状況について監査を実施し、各部門や子会社が必要な改善を行い、監査役監査や会計監査において内部統制システムの構築・運用状況が妥当であることを確認しております。

③社外取締役及び社外監査役の状況

イ. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに社外取締役及び社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

社外取締役長島徹氏は、帝人株式会社の業務執行に携わっていましたが、平成20年6月の同社取締役会長就任以降は、主に同社の対外的業務執行に携わっており、社内業務執行には直接携わっておりません。同社と当社との間には、同社製品の購入などに関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は、0.1%未満であり、同社の売上高に対する当該取引金額の割合は、1%未満であります。同氏は公益社団法人経済同友会副代表幹事を務めておりましたが、平成26年4月に退任しております。同会と当社との間には、会費支払の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同会の経常収益それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも1%未満であります。同氏は一般社団法人日本在外企業協会会長を務めておりましたが、平成25年6月に退任しております。同協会と当社との間には、会費支払などの取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は、0.1%未満であり、同協会の経常収益に対する当該取引金額の割合は、2%未満であります。同氏は日本化学繊維協会会長を務めておりましたが、平成19年7月に退任しております。同協会と当社との間には、同協会主催のセミナー受講の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同協会の総収入金額それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。また、同氏は特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワークの理事を務めており、同法人と当社との間には、同法人主催のセミナー受講の取引関係がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同法人の総収入金額それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

社外取締役奥正之氏は、株式会社三井住友銀行の業務執行に携わっていましたが、平成23年4月以降は、同行の業務執行には携わっておりません。同行と当社との間には、定常的な銀行取引及び200億円の借入があります。

社外監査役五十嵐則夫氏は、あらた監査法人の業務執行に携わっていましたが、平成19年4月以降、同監査法人の業務執行には携わっておりません。同監査法人と当社との間には、業務委託に関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同監査法人の業務収入それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

社外監査役早稲田祐美子氏は、森・濱田松本法律事務所に所属していましたが、平成25年3月に同事務所を退所しております。同事務所と当社との間には、法律相談に関する取引がありますが、直近事業年度における当社の売上高及び同事務所の売上高それぞれに対する当該取引金額の割合は、いずれも0.1%未満であります。

上記以外にいずれの社外取締役、社外監査役とも当社との間には利害関係はありません。

ロ. 社外取締役及び社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、経営者や経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただくことを期待し、当社の経営陣から独立した中立な立場から、経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないようにチェックする機能を担っていただいております。

社外監査役には、弁護士、公認会計士や大学教授としての高い専門性と豊富な経験・知識に基づく視点を監査に生かしていただくことを期待しております。

ハ. 社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容

当社における社外取締役及び社外監査役を独立役員として認定する際の独立性の基準を明らかにすることを目的として、全監査役の同意のもと、当社取締役会の承認により、「花王株式会社 社外役員の独立性に関する基準」を制定しております。社外取締役及び社外監査役が会社から独立していることの重要性に鑑み、社外取締役及び社外監査役候補者の検討にあたっては、同基準による独立性を重視しております。

なお、社外取締役門永宗之助、長島徹及び奥正之の3氏並びに社外監査役五十嵐則夫、早稲田祐美子及び井上寅喜の3氏について、同基準に照らし、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ています。

同基準は、当社ウェブサイトに掲載しております。

http://www.kao.com/jp/corp_info/governance.html

二. 社外取締役及び社外監査役の選任状況

	氏名	主な職業	選任の理由
社外取締役	門永宗之助	イントリンジクス (Intrinsics) 代表、ビジネス・ブレイクスルー大学大学院経営学研究科長	外資系コンサルティング会社における豊富な経験から培った国際企業経営に関する高い見識を有しております。また、取締役会の中立性及び独立性を高めるための方策として、平成26年3月から独立社外取締役である同氏が取締役会議長を務めており、社内・社外の枠を超えた活発な議論に貢献していただいております。これらのことから、独立社外取締役として、同氏に当社の経営を監督していただくことを期待し、選任しております。
	長島 徹	帝人株式会社相談役	世界各国において事業展開する製造会社の経営者を務めるなど、グローバルな企業経営における豊富な経験及び高い見識を有しております。取締役会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、これらの経験と見識を生かし、積極的な意見・提言を行っていただいております。これらのことから、独立社外取締役として、同氏に当社の経営を監督していただくことを期待し、選任しております。
	奥 正之	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役会長	大手金融機関の経営者を務めるなど、金融・財務分野において国際的に活躍し、グローバルな企業経営における豊富な経験及び高い見識を有しております。取締役会の審議においては、当社の経営における重要な事項に関し、これらの経験と見識を生かし、積極的な意見・提言を行っていただいております。これらのことから、独立社外取締役として、同氏に当社の経営を監督していただくことを期待し、選任しております。
社外監査役	五十嵐則夫	公認会計士、国立大学法人横浜国立大学成長戦略研究センター客員教授	公認会計士及び大学教授としての高い専門性と、豊富な経験・知識を有しており、これらを当社の監査に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	早稲田祐美子	弁護士	弁護士としての高い専門性と、豊富な経験・知識を有しており、これらを当社の監査に生かしていただくことを期待し、選任しております。
	井上 寅喜	公認会計士、株式会社アカウンティング・アドバイザー代表取締役社長	公認会計士としての高い専門性、当社が平成28年度より適用する国際財務報告基準 (IFRS) を含めた見識及びそれらに基づいた企業会計コンサルタントとしての経験を有しており、これらを当社の監査に生かしていただくことを期待し、選任しております。

ホ. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営監査室からの内部監査の報告、監査役からの監査報告及び内部統制委員会からの内部統制の整備・運用状況等に関する報告を定期的に受けることにより、当社グループの現状と課題を把握し、必要に応じて取締役会において意見を表明しています。なお、当社は、社外を含む監査役が会社側の窓口となって会計監査人と連携をとる役割を果たすと考えており、社外を含む取締役は、監査役を通じて会計監査人の考えや課題等の共有がなされております。そうした共有の中から取締役が必要と判断した場合に会計監査人と直接情報交換の場を設けることで、効率性と十分な連携を確保しております。

社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、効率的かつ効果的に監査役監査を行うために、会計監査人及び経営監査室をはじめとする内部監査部門並びに子会社の監査役及び内部監査部門と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持しております。

④役員報酬等

イ. 役員報酬等の内容

取締役	6名	270百万円 (うち社外取締役: 3名 51百万円)
監査役	6名	68百万円 (うち社外監査役: 3名 21百万円)

- (注) 1. 上記の員数には、平成27年3月25日開催の第109期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれております。
2. 取締役の報酬等の総額には、以下のものも含まれております。
- (1) 当事業年度に係る役員賞与として支給予定の額
取締役：3名 70百万円
- (2) 平成27年4月23日開催の取締役会決議に基づき、ストックオプションとして割り当てた新株予約権による報酬等の額
取締役：6名 73百万円（うち社外取締役：3名 23百万円）
3. 報酬等の限度額は、次のとおりであります。
- (1) 取締役の報酬等の限度額
- ①年額 630百万円（平成19年6月28日開催の第101期定時株主総会決議）
社外取締役分の年額100百万円（平成28年3月25日開催の第110期定時株主総会決議）が含まれており、使用人兼務取締役の使用人分の給与等は含みません。
- ②年額 200百万円（平成18年6月29日開催の第100期定時株主総会決議）
上記①とは別枠で、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。
- (2) 監査役の報酬等の限度額
年額 85百万円（昭和59年6月29日開催の第78期定時株主総会決議）

ロ. 役員ごとの報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	報酬等の総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の額 (百万円)		
			基本報酬	賞与	ストックオプション
澤田 道隆 (取締役)	123	提出会社	64	36	23

(注) 報酬等の総額が1億円以上の者に限定して記載しております。

ハ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

平成27年度に開催された取締役・執行役員報酬諮問委員会での検討を踏まえて、平成28年度の方針を以下の通り定めております。

当社の役員報酬は、(1)競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を獲得し、保持すること、(2)永続的な企業価値の増大への重点的な取組みを促進すること、(3)株主との利害の共有を図ることを目的としております。

社外取締役を除く取締役及び執行役員の報酬については、(i)基本報酬、(ii)短期インセンティブ報酬としての賞与、(iii)長期インセンティブ報酬としてのストックオプション(株式報酬型)から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機付ける設計としています。各役位における役割責任及び業績責任を踏まえて、上位役位ほど報酬の業績連動性を高めております。各報酬要素の概要は以下の通りです。

(i)基本報酬

取締役及び執行役員としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

(ii)短期インセンティブ報酬としての賞与

賞与支給率が100%のとき、社長執行役員においては基本報酬の50%、取締役会会長及び役付執行役員(社長執行役員を除く)においては基本報酬の40%、その他の執行役員においては基本報酬の30%としています。賞与支給率は、連結の売上高・利益(売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した利益)の目標達成度並びに前年からの改善度、及び資本コストを考慮した当社が重視する経営指標であるEVA(経済的付加価値)の目標達成度に応じて0%~200%の範囲で決定されます。

(iii)長期インセンティブ報酬としてのストックオプション

各役位の基本報酬の30%程度としております。

業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

取締役及び執行役員の報酬制度や報酬水準については、決定プロセスの客観性・透明性を確保する観点から、取締役・執行役員報酬諮問委員会において審査し、取締役会の決議により決定しております。取締役・執行役員報酬諮問委員会は、取締役会会長、全代表取締役、全社外取締役及び全社外監査役より構成され、独立社外役員が委員の過半を占める体制としており、少なくとも、年1回の役員報酬改定時期に開催しております。

監査役については、月額固定報酬としております。報酬水準については監査役会にて決定しております。

取締役及び執行役員並びに監査役の報酬水準については、毎年、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と規模や業種・業態の類似する大手製造業の水準を確認したうえで、決定しております。

なお、取締役及び監査役について、退職慰労金の制度はありません。

⑤会計監査の状況

当社は、当事業年度において、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はなく、また、同有限責任監査法人は、法令等に従い、同一の業務執行社員が当社の会計監査に7会計期間を超えて関与することのないよう措置を講じております。当社は同有限責任監査法人との間で、会社法監査と金融商品取引法監査について、監査契約書を締結し、それに基づき報酬を支払っております。当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員： 吉田 洋、川島 繁雄、鈴木 泰司、志賀 健一朗

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 16名、その他 21名

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって決める旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑦株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項及びその理由

イ. 自己の株式の取得

当社は、経営環境等の変化に速やかに対応するため、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ロ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意にして

かつ重大な過失がないときは、取締役会の決議により法令の限度においてその責任を免除することができる旨を定款に定めております。

ハ. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議により毎年6月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑧株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議を要する議案につき、議決権を行使する株主の意思が当該議案の決議に反映されることをより確実にするため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う旨を定款に定めております。

⑨株式の保有状況

当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性等を勘案し、合理性があると認める場合に限り、純投資目的以外に株式を保有しております。これらは株式市場や当社を取り巻く事業環境の変動による影響を受けませんが、毎年継続の可否及び株式数の見直しを実施しております。また、株式の議決権に関しましては、適切なコーポレートガバナンス体制の整備や発行会社の中長期的な企業価値の向上に資する提案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使しております。

イ. 当事業年度の投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

74銘柄 10,349百万円（前事業年度 83銘柄 9,384百万円）

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数（株）	貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的
(株)セブン銀行	5,000,000	2,540	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)セブン&アイ・ホールディングス	533,636	2,326	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東京海上ホールディングス(株)	265,270	1,043	当社グループのリスクマネジメントに係る協力関係維持
攝津製油(株)	1,364,343	473	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
イオン(株)	261,866	318	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)山形銀行	567,292	298	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	47,933	210	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
日清オイリオグループ(株)	338,207	142	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
日本ゼオン(株)	130,000	141	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井物産(株)	56,792	92	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
三京化成(株)	351,120	84	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	169,371	78	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,330	68	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
レンゴー(株)	105,000	52	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
西部電機(株)	66,000	51	当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持
(株)いなげや	41,534	51	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
森永製菓(株)	159,237	50	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
ニチレキ(株)	52,807	47	当社グループの営業取引に係る協力関係維持

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)フジクラ	90,955	45	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)アサツー ディ・ケイ	15,000	44	当社グループの広告媒体取引に係る協力関係維持
長瀬産業(株)	25,918	38	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
ユニーグループ・ホールディングス(株)	53,022	33	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)みずほフィナンシャルグループ	144,771	29	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
オカモト(株)	66,097	28	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)プラネット	24,000	28	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)常陽銀行	42,926	26	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
高砂香料工業(株)	41,926	23	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)平和堂	9,059	21	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
中央物産(株)	44,000	19	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
クミアイ化学工業(株)	20,504	17	当社グループの営業取引に係る協力関係維持

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)セブン&アイ・ホールディングス	533,636	2,962	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)セブン銀行	5,000,000	2,665	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
東京海上ホールディングス(株)	212,270	1,000	当社グループのリスクマネジメントに係る協力関係維持
攝津製油(株)	1,364,343	621	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
イオン(株)	266,328	498	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)山形銀行	567,292	268	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三井住友フィナンシャルグループ	47,933	221	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
日清オイリオグループ(株)	338,207	167	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
日本ゼオン(株)	130,000	127	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
森永製菓(株)	159,237	102	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
三京化成(株)	351,120	87	当社グループの営業取引等に係る協力関係維持
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	169,371	78	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	102,330	77	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
オカモト(株)	66,097	73	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)フジクラ	90,955	60	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)いなげや	41,534	55	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
ニチレキ(株)	52,807	51	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
西部電機(株)	66,000	48	当社グループの設備関連取引に係る協力関係維持
ユニーグループ・ホールディングス(株)	53,022	40	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
長瀬産業(株)	25,918	40	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)プラネット	24,000	35	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)みずほフィナンシャルグループ	144,771	35	当社グループの財務取引に係る協力関係維持
クミアイ化学工業(株)	20,504	27	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)常陽銀行	42,926	25	当社グループの財務取引に係る協力関係維持

銘柄	株式数(株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
高砂香料工業(株)	8,385	24	当社グループの生産取引等に係る協力関係維持
(株)平和堂	9,059	24	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
中央物産(株)	44,000	20	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
(株)ライフコーポレーション	6,210	19	当社グループの営業取引に係る協力関係維持
三井化学(株)	33,000	18	当社グループの生産取引に係る協力関係維持
(株)あらた	6,200	16	当社グループの営業取引に係る協力関係維持

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	104	50	95	22
連結子会社	77	—	66	—
計	181	50	161	22

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao (Taiwan) Corporation、P.T. Kao Indonesia、上海花王有限公司、花王(上海)産品服務有限公司、Kao Corporation S.A.、Kao Chemicals GmbH、Kao Prestige Limited、Kao Germany GmbH、Kao USA Inc.、Kao America Inc.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるKao (Taiwan) Corporation、P.T. Kao Indonesia、上海花王有限公司、花王(上海)産品服務有限公司、Kao Corporation S.A.、Kao Chemicals GmbH、Molton Brown Limited、Kao Germany GmbH、Kao USA Inc.、Kao America Inc.等は、有限責任監査法人トーマツと同一のネットワークに属しているDeloitte Touche Tohmatsu Limitedに対して現地法定監査、連結パッケージ監査並びにレビュー等の報酬を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)導入に関する助言・指導業務であります。

(当連結会計年度)

当社が有限責任監査法人トーマツに対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準(IFRS)導入に関する助言・指導業務等であります。

第5【経理の状況】

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第3条第2項及び第3項により、第13条、第15条の12及び第15条の14については、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号）附則第2条第1項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーや参考図書によって理解を深め、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備しております。また、適正な連結財務諸表等を作成するため、社内規程、マニュアルを整備するとともに、所定の手続きにより作成された連結財務諸表等の内容について、内部統制委員会の中に情報開示委員会を設け、事前審査しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	107,412	125,159
受取手形及び売掛金	204,060	205,603
有価証券	110,639	158,651
商品及び製品	111,831	112,329
仕掛品	12,833	12,293
原材料及び貯蔵品	33,123	33,512
前払費用	6,832	7,048
繰延税金資産	20,232	20,763
その他	36,420	59,501
貸倒引当金	△1,648	△1,626
流動資産合計	641,734	733,233
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	361,223	376,714
減価償却累計額	△267,219	△270,488
建物及び構築物(純額)	94,004	106,226
機械装置及び運搬具	696,451	711,661
減価償却累計額	△597,907	△591,438
機械装置及び運搬具(純額)	98,544	120,223
工具、器具及び備品	86,343	87,605
減価償却累計額	△73,563	△74,398
工具、器具及び備品(純額)	12,780	13,207
土地	69,445	64,715
リース資産	11,261	11,212
減価償却累計額	△5,800	△6,587
リース資産(純額)	5,461	4,625
建設仮勘定	27,381	18,734
有形固定資産合計	307,615	327,730
無形固定資産		
のれん	139,941	127,099
商標権	15,145	1,791
その他	12,844	14,832
無形固定資産合計	167,930	143,722
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 20,984	※1 22,331
長期貸付金	1,432	1,171
長期前払費用	17,281	17,583
繰延税金資産	20,630	23,896
退職給付に係る資産	9,692	1,027
その他	11,612	11,860
貸倒引当金	△677	△684
投資その他の資産合計	80,954	77,184
固定資産合計	556,499	548,636
資産合計	1,198,233	1,281,869

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	129,711	133,728
短期借入金	1,137	47
1年内返済予定の長期借入金	20,013	15
未払金	66,230	76,078
未払費用	94,666	99,033
未払法人税等	28,108	32,073
化粧品関連損失引当金	8,220	2,891
その他	32,451	33,628
流動負債合計	380,536	377,493
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	30,083	70,060
退職給付に係る負債	42,414	74,178
化粧品関連損失引当金	—	2,474
その他	22,807	20,531
固定負債合計	145,304	217,243
負債合計	525,840	594,736
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	108,659
利益剰余金	468,684	502,134
自己株式	△9,719	△8,202
株主資本合計	653,950	688,015
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,507	7,063
繰延ヘッジ損益	8	△3
為替換算調整勘定	△4,853	△19,315
退職給付に係る調整累計額	3,619	△152
その他の包括利益累計額合計	4,281	△12,407
新株予約権	944	889
少数株主持分	13,218	10,636
純資産合計	672,393	687,133
負債純資産合計	1,198,233	1,281,869

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	1,401,707	1,471,791
売上原価	632,205	658,221
売上総利益	769,502	813,570
販売費及び一般管理費	※1,※2 636,232	※1,※2 649,190
営業利益	133,270	164,380
営業外収益		
受取利息	817	1,043
受取配当金	197	218
持分法による投資利益	2,225	2,656
為替差益	1,171	—
その他	3,355	3,683
営業外収益合計	7,765	7,600
営業外費用		
支払利息	1,295	1,486
為替差損	—	472
その他	956	749
営業外費用合計	2,251	2,707
経常利益	138,784	169,273
特別利益		
固定資産売却益	※3 200	※3 410
投資有価証券売却益	18	375
子会社清算益	—	299
その他	114	477
特別利益合計	332	1,561
特別損失		
固定資産除売却損	※4 2,906	※4 3,909
減損損失	※5 132	※5 4,014
化粧品関連損失	8,896	1,035
その他	421	297
特別損失合計	12,355	9,255
税金等調整前当期純利益	126,761	161,579
法人税、住民税及び事業税	44,316	49,574
法人税等調整額	2,023	12,525
法人税等合計	46,339	62,099
少数株主損益調整前当期純利益	80,422	99,480
少数株主利益	832	618
当期純利益	79,590	98,862

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	80,422	99,480
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	639	1,310
為替換算調整勘定	24,709	△15,793
持分法適用会社に対する持分相当額	222	△9
退職給付に係る調整額	△3,725	△3,712
その他の包括利益合計	※1 21,845	※1 △18,204
包括利益	102,267	81,276
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	100,250	82,173
少数株主に係る包括利益	2,017	△897

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	85,424	109,561	471,383	△9,397	656,971
当期変動額					
剰余金の配当			△33,814		△33,814
当期純利益			79,590		79,590
自己株式の取得				△50,041	△50,041
自己株式の処分			△79	1,323	1,244
自己株式の消却			△48,396	48,396	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△2,699	△322	△3,021
当期末残高	85,424	109,561	468,684	△9,719	653,950

	その他の包括利益累計額						新株予約権	少数株主 持分	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延ヘッ ジ損益	為替換算 調整勘定	在外子会 社の退職 給付債務 調整額	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合 計			
当期首残高	4,733	12	△28,416	△4,590	—	△28,261	1,120	12,810	642,640
当期変動額									
剰余金の配当									△33,814
当期純利益									79,590
自己株式の取得									△50,041
自己株式の処分									1,244
自己株式の消却									—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	774	△4	23,563	4,590	3,619	32,542	△176	408	32,774
当期変動額合計	774	△4	23,563	4,590	3,619	32,542	△176	408	29,753
当期末残高	5,507	8	△4,853	—	3,619	4,281	944	13,218	672,393

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	85,424	109,561	468,684	△9,719	653,950
会計方針の変更による累積的影響額			△27,931		△27,931
会計方針の変更を反映した当期首残高	85,424	109,561	440,753	△9,719	626,019
当期変動額					
剰余金の配当			△37,091		△37,091
当期純利益			98,862		98,862
自己株式の取得				△54	△54
自己株式の処分			△390	1,571	1,181
連結子会社株式の取得による持分の増減		△902			△902
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△902	61,381	1,517	61,996
当期末残高	85,424	108,659	502,134	△8,202	688,015

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,507	8	△4,853	3,619	4,281	944	13,218	672,393
会計方針の変更による累積的影響額								△27,931
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,507	8	△4,853	3,619	4,281	944	13,218	644,462
当期変動額								
剰余金の配当								△37,091
当期純利益								98,862
自己株式の取得								△54
自己株式の処分								1,181
連結子会社株式の取得による持分の増減								△902
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,556	△11	△14,462	△3,771	△16,688	△55	△2,582	△19,325
当期変動額合計	1,556	△11	△14,462	△3,771	△16,688	△55	△2,582	42,671
当期末残高	7,063	△3	△19,315	△152	△12,407	889	10,636	687,133

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	126,761	161,579
減価償却費	79,660	73,623
減損損失	132	4,014
固定資産除売却損益(△は益)	2,706	3,499
受取利息及び受取配当金	△1,014	△1,261
支払利息	1,295	1,486
為替差損益(△は益)	△1,220	△768
持分法による投資損益(△は益)	△2,225	△2,656
売上債権の増減額(△は増加)	△10,953	△8,410
たな卸資産の増減額(△は増加)	△12,397	△4,745
仕入債務の増減額(△は減少)	6,715	7,334
未払金及び未払費用の増減額(△は減少)	2,048	8,581
未払消費税等の増減額(△は減少)	6,576	△2,535
その他	△5,304	△14,255
小計	192,780	225,486
利息及び配当金の受取額	2,882	3,021
利息の支払額	△1,250	△1,409
法人税等の支払額	△49,294	△46,234
営業活動によるキャッシュ・フロー	145,118	180,864
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△2,125	△2,669
定期預金の払戻による収入	88	1,355
有形固定資産の取得による支出	△51,151	△64,056
無形固定資産の取得による支出	△4,507	△5,619
長期前払費用の取得による支出	△4,472	△5,559
短期貸付金の増減額(△は増加)	△19	40
長期貸付けによる支出	△546	△153
その他	△1,076	2,641
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63,808	△74,020
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△273	△1,128
長期借入れによる収入	20,001	40,000
長期借入金の返済による支出	△20,009	△20,012
自己株式の取得による支出	△50,044	△55
配当金の支払額	△33,856	△37,137
少数株主への配当金の支払額	△1,107	△1,238
その他	266	△1,031
財務活動によるキャッシュ・フロー	△85,022	△20,601
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,776	△5,466
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	1,064	80,777
現金及び現金同等物の期首残高	227,598	228,662
現金及び現金同等物の期末残高	※1 228,662	※1 309,439

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……90社 (新規1社、除外8社)

(新規) ・当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めた1社

(株)花王グループカスタマーマーケティング準備会社

なお、平成28年1月1日付をもって、花王グループカスタマーマーケティング(株)に商号変更を行っております。

(除外) ・当連結会計年度において組織再編により吸収合併されたため連結の範囲から除外した1社

(株)ジョゼ

・当連結会計年度において清算したことにより連結の範囲から除外した7社

KPSS Australia Pty Ltd、Molton Brown Australia Pty Ltd、Kanebo Cosmetics USA LLC、Kao Prestige Limited、Molton Brown Group Limited、Kanebo Cosmétiques France S.A.R.L.、Kao Spain, S.L.

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。

非連結子会社……10社 (新規0社、除外2社)

会社名：花王ロジスティクス(株)、花王システム物流(株)、花王フィールドマーケティング(株)、その他7社(内、持分法適用非連結子会社7社)

(除外) ・当連結会計年度において清算したことにより非連結子会社の範囲から除外した2社

花王クリエイティブハウス(株)、新世紀貨運(香港)有限公司

なお、非連結子会社10社の合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用非連結子会社……10社 (新規0社、除外2社)

会社名：花王ロジスティクス(株)、花王システム物流(株)、花王フィールドマーケティング(株)、その他7社

(除外) ・当連結会計年度において清算したことにより持分法適用の範囲から除外した2社

花王クリエイティブハウス(株)、新世紀貨運(香港)有限公司

持分法適用関連会社……7社

会社名：昭和興産(株)、ニベア花王(株)、その他5社

持分法非適用関連会社……1社 (新規0社、除外1社)

会社名：Kao Trading (Malaysia) Sdn. Bhd.

(除外) ・当連結会計年度において出資持分を全て譲渡したことにより持分法非適用関連会社の範囲から除外した1社

Chia Lih Pau Chemical Co., Ltd.

なお、持分法を適用していない関連会社1社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも少額であり、連結財務諸表に及ぼす影響は軽微であります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………21～35年

機械及び装置…7年、9年

また、経済的陳腐化が予測されるものについては、経済的耐用年数を見積り、計画的かつ規則的に償却しております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
のれん……………15年、20年
特許権…………… 8年
商標権……………10年
自社利用のソフトウェア… 5年
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
- ② 化粧品関連損失引当金
補償関連費用等の支出に備えるため、当連結会計年度末における実質的な損失額を見積り計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異、過去勤務費用及び会計基準変更時差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。
会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
- | <u>ヘッジ手段</u> | <u>ヘッジ対象</u> |
|--------------|-----------------|
| 為替予約 | 外貨建貸付金及び外貨建予定取引 |
| 通貨スワップ | 外貨建貸付金 |
| 金利スワップ | 借入金及び社債 |
- ③ ヘッジ方針
主として当社内規に基づき、為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。
- (7) のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、計上後20年以内でその効果の発現する期間にわたって均等償却をしております。
- (8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。
- (9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- ② 連結納税制度の適用
当社及び一部の子会社は、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が32,906百万円増加し、退職給付に係る資産が9,692百万円、利益剰余金が27,931百万円、それぞれ減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額は55.70円減少しております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び
「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を早期適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後に実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

平成27年12月31日までに公表されている会計基準等の新設または改定について、当社グループが適用していないものは以下のとおりであります。

なお、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日)

(概要)

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

- ① (分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ② (分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件
- ③ (分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ④ (分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ⑤ (分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(適用予定日及び当該会計基準等の適用による影響)

当社グループは、平成28年12月期第1四半期連結会計期間より国際財務報告基準(IFRS)を任意適用するため、当該会計基準の適用予定はなく、連結財務諸表に与える影響につきましては評価しておりません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に含めておりました18百万円は、「投資有価証券売却益」として組み替えております。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めておりました「減損損失」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別損失」の「その他」に含めておりました132百万円は、「減損損失」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「減損損失」及び「未払消費税等の増減額(△は減少)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表を組み替えております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,404百万円は、「減損損失」132百万円、「未払消費税等の増減額(△は減少)」6,576百万円及び「その他」△5,304百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
投資有価証券(株式)	9,329百万円	9,385百万円

2 保証債務

次の関係会社等について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
従業員	72百万円	52百万円
European Distribution Service GmbH	109	—
計	181	52

3 受取手形割引高

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
受取手形割引高	21百万円	46百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
荷造及び発送費	81,391百万円	85,609百万円
広告宣伝費	92,410	94,496
販売促進費	73,072	78,264
給料手当及び賞与	130,974	133,310
研究開発費	51,739	51,987

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
	51,739百万円	51,987百万円

なお、当期製造費用に含まれる研究開発費はありません。

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
建物及び構築物	11百万円	271百万円
機械装置及び運搬具	83	61
土地	95	69
その他	11	9
計	200	410

※4 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
建物及び構築物	1,155百万円	994百万円
機械装置及び運搬具	1,228	2,257
その他	523	658
計	2,906	3,909

※5 減損損失

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損損失
事業用資産	機械装置及び運搬具等	スペイン	174
処分予定資産	土地等	神奈川県横浜市等	2,557
遊休資産	土地等	福岡県北九州市等	1,283

当社グループは、事業用資産については主として事業ユニットを基準としてグルーピングを行っており、処分予定資産及び遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、収益性の低下並びに市場価格の下落により投資額の回収が見込めなくなったため、上記の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に4,014百万円計上しております。その内訳は、土地3,583百万円、建物及び構築物288百万円、機械装置及び運搬具117百万円、工具、器具及び備品26百万円であります。

事業用資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないため零として評価しております。処分予定資産及び遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額等により評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,005百万円	1,915百万円
組替調整額	△11	△367
税効果調整前	994	1,548
税効果額	△355	△238
その他有価証券評価差額金	639	1,310
為替換算調整勘定：		
当期発生額	24,709	△13,498
組替調整額	—	△2,295
税効果調整前	24,709	△15,793
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	24,709	△15,793
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	226	17
組替調整額	△4	△26
持分法適用会社に対する持分相当額	222	△9
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△5,127	△5,132
組替調整額	△460	△1,344
税効果調整前	△5,587	△6,476
税効果額	1,862	2,764
退職給付に係る調整額	△3,725	△3,712
その他の包括利益合計	21,845	△18,204

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	516,000,000	—	12,000,000	504,000,000
合 計	516,000,000	—	12,000,000	504,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 2、3	3,829,950	11,527,335	12,435,293	2,921,992
合 計	3,829,950	11,527,335	12,435,293	2,921,992

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の減少12,000,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少12,000,000株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加11,527,335株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加11,517,300株及び単元未満株式の買い取りによる増加10,035株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少12,435,293株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少12,000,000株、ストックオプションの行使による減少435,000株及び単元未満株式の売り渡しによる減少293株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権		—				944
合 計			—				944

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月28日 第108期定時株主総会	普通株式	16,389	32	平成25年12月31日	平成26年3月31日
平成26年7月29日 取締役会	普通株式	17,424	34	平成26年6月30日	平成26年9月1日

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成26年3月28日開催の第108期定時株主総会については、16,407百万円であり、平成26年7月29日開催の取締役会については、17,443百万円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月25日 第109期定時株主総会	普通株式	18,059	利益剰余金	36	平成26年12月31日	平成27年3月26日

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	504,000,000	—	—	504,000,000
合 計	504,000,000	—	—	504,000,000
自己株式				
普通株式 (注) 1、2	2,921,992	9,340	389,516	2,541,816
合 計	2,921,992	9,340	389,516	2,541,816

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加9,340株は、単元未満株式の買い取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少389,516株は、ストックオプションの行使による減少389,000株及び単元未満株式の売り渡しによる減少516株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予約権		—	—	—	—	889
合 計			—	—	—	—	889

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円) (注)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年3月25日 第109期定時株主総会	普通株式	18,039	36	平成26年12月31日	平成27年3月26日
平成27年7月28日 取締役会	普通株式	19,052	38	平成27年6月30日	平成27年9月1日

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、平成27年3月25日開催の第109期定時株主総会については、18,059百万円であり、平成27年7月28日開催の取締役会については、19,073百万円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日 第110期定時株主総会	普通株式	21,085	利益剰余金	42	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
現金及び預金勘定	107,412百万円	125,159百万円
有価証券勘定	110,639	158,651
金銭の信託(流動資産その他)	13,000	29,900
預入期間が3か月を超える定期預金 (現金及び預金勘定)	△2,389	△4,271
現金及び現金同等物	228,662	309,439

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、物流拠点における建物及び構築物であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
1年内	9,868	7,909
1年超	23,110	20,767
合計	32,978	28,676

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、余剰資金を事業に投資するまでの待機資金と位置づけ、短期的で低リスクの金融商品に限定し、また、資金調達については、金融機関からの借入または社債等の資本市場からの調達による方針であります。デリバティブは、リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、新規取引発生時に顧客の信用状況について社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、必要に応じて保証金や担保を取得するなどの措置を講じております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、定期的に主な取引先の信用状況を確認しております。

有価証券は、格付の高い企業のコマーシャルペーパー、公社債投資信託等の安全性と流動性の高い金融商品であります。

投資有価証券は、主に政策保有株式であり、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性及び発行会社の株価動向等を勘案し、保有する株式数を含め、合理性がある場合において保有しております。これらは、株式市場や当社を取り巻く事業環境の変動による影響を受けますが、毎年合理性を確認し、保有継続の可否及び株式数の見直しを実施しております。

長期貸付金は、一部の海外連結子会社の取引先に対する貸付などであり、貸付先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、貸付時に社内での審議・承認のプロセスを踏むことを徹底し、規程に従って保証や担保等を取得するとともに、定期的に貸付先の信用状況を確認しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、適正な資本コスト率の維持及び成長投資のための財務基盤の強化を目的とした資金調達であります。借入金のうち、一部のは変動金利であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、金利スワップを利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、その目的、利用限度額、取引の範囲及び組織体制等を定めた社内規程に従っております。デリバティブの利用にあたっては、実需に基づいて投機的な取引を排除し、リスクの回避に限定して利用するとともに、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

また、営業債務や借入金等については、当社グループでは各社が月次で資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成26年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	107,412	107,412	—
(2) 受取手形及び売掛金	204,060		
貸倒引当金（*1）	△1,317		
	202,743	202,743	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	121,112	121,112	—
(4) 長期貸付金	1,432		
貸倒引当金（*2）	△441		
	991	1,014	23
資産計	432,258	432,281	23
(1) 支払手形及び買掛金	129,711	129,711	—
(2) 短期借入金	1,137	1,137	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	20,013	20,048	35
(4) 未払金	66,230	66,230	—
(5) 未払法人税等	28,108	28,108	—
(6) 社債	50,000	50,910	910
(7) 長期借入金	30,083	30,275	192
負債計	325,282	326,419	1,137
デリバティブ取引（*3）	(412)	(412)	—

（*1）受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2）長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

（*3）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	125,159	125,159	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金 (*1)	205,603 △1,306		
	204,297	204,297	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	170,424	170,424	—
(4) 長期貸付金 貸倒引当金 (*2)	1,171 △453		
	718	738	20
資産計	500,598	500,618	20
(1) 支払手形及び買掛金	133,728	133,728	—
(2) 短期借入金	47	47	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	15	15	△0
(4) 未払金	76,078	76,078	—
(5) 未払法人税等	32,073	32,073	—
(6) 社債	50,000	50,650	650
(7) 長期借入金	70,060	70,371	311
負債計	362,001	362,962	961
デリバティブ取引 (*3)	1,413	1,413	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。その他は、コマーシャルペーパー、公社債投資信託等のいずれも短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金

長期貸付金のうち、固定金利のものについては、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利のものについては、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、貸付先の信用状況が貸付実行後に大きく変化していないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(7)長期借入金

これら長期借入金のうち、固定金利のものについては、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利のものについては、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 社債

社債の時価は、市場価格に基づいております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
関係会社株式 非上場株式	9,329	9,385
その他有価証券 非上場株式	1,182	1,173

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成26年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	107,412	—	—	—
受取手形及び売掛金	204,060	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	76,000	—	—	—
その他有価証券のうち				
満期があるもの				
(1) 債券(国債・地方債等)	—	—	—	—
(2) 債券(その他)	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	1,395	37	—

当連結会計年度（平成27年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	125,159	—	—	—
受取手形及び売掛金	205,603	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
（1）国債・地方債等	—	—	—	—
（2）社債	—	—	—	—
（3）その他	119,006	—	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの				
（1）債券（国債・地方債等）	—	—	—	—
（2）債券（その他）	—	—	—	—
（3）その他	—	—	—	—
長期貸付金	—	1,121	50	—

（注4）社債、長期借入金、及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	1,137	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	20,013	—	—	—
社債	—	25,000	25,000	—
長期借入金	—	30,061	22	—

当連結会計年度（平成27年12月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
短期借入金	47	—	—	—
1年内返済予定の長期借入金	15	—	—	—
社債	—	50,000	—	—
長期借入金	—	70,047	13	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年12月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	75,995	75,995	—
	小計	75,995	75,995	—
合計		75,995	75,995	—

当連結会計年度(平成27年12月31日)

種類		連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	118,992	118,992	—
	小計	118,992	118,992	—
合計		118,992	118,992	—

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成26年12月31日）

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	10,278	2,425	7,853
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	10,278	2,425	7,853
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	196	217	△21
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	34,644	34,644	—
	小 計	34,840	34,861	△21
合 計		45,118	37,286	7,832

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,182百万円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

種類		連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1) 株式	11,743	2,366	9,377
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小 計	11,743	2,366	9,377
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1) 株式	30	32	△2
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	39,659	39,659	—
	小 計	39,689	39,691	△2
合 計		51,432	42,057	9,375

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 1,173百万円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	47	18	1
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	47	18	1

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
(1) 株式	641	375	8
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合 計	641	375	8

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について5百万円（その他有価証券の株式5百万円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、該当事項はありません。

減損処理にあたっては、連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成26年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	6,285	—	△162	△162
	中国元	3,053	3,053	△67	△67
	その他通貨	1,368	—	36	36
	買建				
	米ドル	3,652	2,980	154	154
	円	863	808	△115	△115
	その他通貨	27	—	△0	△0
	通貨スワップ取引				
	受取円・ 支払中国元	2,279	2,279	△602	△602
受取米ドル・ 支払インドネシアルピア	7,750	7,750	405	405	
合 計		25,277	16,870	△351	△351

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成27年12月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	22,521	9,729	△99	△99
	中国元	4,578	3,379	110	110
	その他通貨	1,457	—	2	2
	買建				
	米ドル	4,400	2,856	314	314
	円	822	778	△99	△99
	その他通貨	87	—	0	0
	通貨スワップ取引				
	受取円・ 支払中国元	2,279	2,279	△417	△417
受取米ドル・ 支払インドネシアルピア	10,280	10,280	1,636	1,636	
その他通貨	143	143	3	3	
合 計		46,567	29,444	1,450	1,450

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度（平成26年12月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	2,637	2,637	△61	△61
合 計		2,637	2,637	△61	△61

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	2,652	2,652	△37	△37
合 計		2,652	2,652	△37	△37

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度（平成26年12月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	20,000	-	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている1年内返済予定の長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付型の制度としてのキャッシュバランスプラン（市場金利連動型年金）、及び確定拠出年金制度を設けております。また、早期退職者に対して、自由定年支援金を支払う場合があります。

また、一部の在外連結子会社は、確定給付制度のほか、確定拠出制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
退職給付債務の期首残高	272,497百万円	283,672百万円
会計方針の変更による累積的影響額	—	42,598
会計方針の変更を反映した期首残高	272,497	326,270
勤務費用	9,641	8,897
利息費用	5,112	3,620
数理計算上の差異の発生額	3,546	△990
退職給付の支払額	△10,421	△10,879
過去勤務費用の発生額	△483	9
その他	3,780	△1,361
退職給付債務の期末残高	283,672	325,566

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
年金資産の期首残高	230,352百万円	250,950百万円
期待運用収益	5,329	8,149
数理計算上の差異の発生額	12,681	△6,866
事業主からの拠出額	10,551	10,548
退職給付の支払額	△9,630	△9,929
その他	1,667	△437
年金資産の期末残高	250,950	252,415

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	281,199百万円	323,147百万円
年金資産	△250,950	△252,415
	30,249	70,732
非積立型制度の退職給付債務	2,473	2,419
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,722	73,151
退職給付に係る負債	42,414	74,178
退職給付に係る資産	△9,692	△1,027
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	32,722	73,151

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
勤務費用	9,641百万円	8,897百万円
利息費用	5,112	3,620
期待運用収益	△5,329	△8,149
数理計算上の差異の費用処理額	△892	426
過去勤務費用の費用処理額	△4,077	△2,213
その他	1,651	413
確定給付制度に係る退職給付費用	6,106	2,994

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
過去勤務費用	－百万円	△2,256百万円
数理計算上の差異	－	△4,674
その他	－	454
合計	－	△6,476

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
未認識過去勤務費用	3,789百万円	1,533百万円
未認識数理計算上の差異	2,547	△2,127
その他	△454	－
合計	5,882	△594

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
債券	77%	73%
株式	17	20
現金及び預金	1	1
その他	5	6
合計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

保有している年金資産の構成、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
割引率	主として 1.6%	主として 1.3%
長期期待運用収益率	主として 2.0%	主として 3.0%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度3,382百万円、当連結会計年度3,593百万円であります。

(ストックオプション等関係)

1. スtockオプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上原価の株式報酬費	8	—
販売費及び一般管理費の株式報酬費	144	225

2. 失効による利益計上額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
	105	63

3. スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成20年 I ストックオプション	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社使用人 81名 関係会社取締役 4名	当社取締役 13名
ストックオプションの数	普通株式 24,000株 (注)	普通株式 12,000株 (注)	普通株式 447,000株 (注)	普通株式 36,000株 (注)
付与日	平成20年8月29日	平成20年8月29日	平成20年8月29日	平成21年8月28日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成22年7月1日 ～平成27年6月30日	平成22年7月1日 ～平成27年6月30日	平成22年9月1日 ～平成27年8月31日	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日

	平成21年 II ストックオプション	平成21年 III ストックオプション	平成22年 I ストックオプション	平成22年 II ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員	当社使用人 74名 関係会社取締役 8名	当社取締役 14名	当社取締役を 兼務しない 12名 当社執行役員
ストックオプションの数	普通株式 24,000株 (注)	普通株式 430,000株 (注)	普通株式 38,000株 (注)	普通株式 24,000株 (注)
付与日	平成21年8月28日	平成21年8月28日	平成22年8月25日	平成22年8月25日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成23年7月1日 ～平成28年6月30日	平成23年9月1日 ～平成28年8月31日	平成24年7月1日 ～平成29年6月30日	平成24年7月1日 ～平成29年6月30日

	平成22年Ⅲ ストックオプション	平成23年Ⅰ ストックオプション	平成23年Ⅱ ストックオプション	平成23年Ⅲ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 81名 関係会社取締役 2名	当社取締役 13名	当社取締役を 兼務しない 13名 当社執行役員	当社使用人 81名 当社子会社取締役 及び使用人 2名
ストックオプションの数	普通株式 435,000株 (注)	普通株式 36,000株 (注)	普通株式 26,000株 (注)	普通株式 435,000株 (注)
付与日	平成22年8月25日	平成23年8月25日	平成23年8月25日	平成23年8月25日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成24年9月1日 ～平成29年8月31日	平成25年7月1日 ～平成30年6月29日	平成25年7月1日 ～平成30年6月29日	平成25年9月1日 ～平成30年8月31日

	平成24年Ⅰ ストックオプション	平成24年Ⅱ ストックオプション	平成25年Ⅰ ストックオプション	平成25年Ⅱ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役を 兼務しない 22名 当社執行役員	当社取締役 10名	当社取締役を 兼務しない 22名 当社執行役員
ストックオプションの数	普通株式 30,000株 (注)	普通株式 49,000株 (注)	普通株式 22,000株 (注)	普通株式 27,000株 (注)
付与日	平成24年8月23日	平成24年8月23日	平成25年5月23日	平成25年5月23日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成26年7月1日 ～平成31年6月28日	平成26年7月1日 ～平成31年6月28日	平成27年7月1日 ～平成32年6月30日	平成27年7月1日 ～平成32年6月30日

	平成26年Ⅰ ストックオプション	平成26年Ⅱ ストックオプション	平成27年Ⅰ ストックオプション	平成27年Ⅱ ストックオプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社取締役を 兼務しない 23名 当社執行役員	当社取締役 6名	当社取締役を 兼務しない 23名 当社執行役員
ストックオプションの数	普通株式 12,000株 (注)	普通株式 28,000株 (注)	普通株式 13,000株 (注)	普通株式 27,000株 (注)
付与日	平成26年5月22日	平成26年5月22日	平成27年5月21日	平成27年5月21日
権利確定条件	付されていません	付されていません	付されていません	付されていません
対象勤務期間	定めはありません	定めはありません	定めはありません	定めはありません
権利行使期間	平成28年7月1日 ～平成33年6月30日	平成28年7月1日 ～平成33年6月30日	平成29年7月1日 ～平成34年6月30日	平成29年7月1日 ～平成34年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストックオプションの数

	平成20年 I ストックオプション	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	4,000	1,000	345,000	8,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,000	1,000	197,000	1,000
失効	—	—	148,000	—
未行使残	—	—	—	7,000

	平成21年 II ストックオプション	平成21年 III ストックオプション	平成22年 I ストックオプション	平成22年 II ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	5,000	274,000	16,000	8,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	62,000	7,000	1,000
失効	—	—	—	—
未行使残	5,000	212,000	9,000	7,000

	平成22年 III ストックオプション	平成23年 I ストックオプション	平成23年 II ストックオプション	平成23年 III ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	164,000	19,000	14,000	331,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	33,000	3,000	—	59,000
失効	—	—	—	—
未行使残	131,000	16,000	14,000	272,000

	平成24年 I ストックオプション	平成24年 II ストックオプション	平成25年 I ストックオプション	平成25年 II ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	23,000	42,000	22,000	27,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	2,000	10,000	4,000	5,000
失効	—	—	—	—
未行使残	21,000	32,000	18,000	22,000

	平成26年 I ストックオプション	平成26年 II ストックオプション	平成27年 I ストックオプション	平成27年 II ストックオプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	13,000	27,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	13,000	27,000
未確定残	—	—	—	—
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	12,000	28,000	—	—
権利確定	—	—	13,000	27,000
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	12,000	28,000	13,000	27,000

② 単価情報

	平成20年 I ストックオプション	平成20年 II ストックオプション	平成20年 III ストックオプション	平成21年 I ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	3,100	1
行使時平均株価 (円)	6,088	5,134	5,362	5,553
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,865	2,865	426	2,115

	平成21年 II ストックオプション	平成21年 III ストックオプション	平成22年 I ストックオプション	平成22年 II ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	2,355	1	1
行使時平均株価 (円)	—	5,472	5,631	6,152
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,115	394	1,749	1,749

	平成22年 III ストックオプション	平成23年 I ストックオプション	平成23年 II ストックオプション	平成23年 III ストックオプション
権利行使価格 (円)	2,190	1	1	2,254
行使時平均株価 (円)	5,641	6,064	—	5,451
公正な評価単価 (付与日) (円)	245	1,718	1,718	211

	平成24年 I ストックオプション	平成24年 II ストックオプション	平成25年 I ストックオプション	平成25年 II ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	5,778	5,437	5,439	5,511
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,119	2,119	3,027	3,027

	平成26年 I ストックオプション	平成26年 II ストックオプション	平成27年 I ストックオプション	平成27年 II ストックオプション
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	3,808	3,808	5,630	5,630

4. スtockオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成27年ストックオプションについての公正な評価単価の見積方法は、以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成27年 I ストックオプション	平成27年 II ストックオプション
株価変動性 (注) 1	21.458%	21.458%
予想残存期間 (注) 2	3.5年	3.5年
予想配当 (注) 3	70円/株	70円/株
無リスク利率 (注) 4	0.018%	0.018%

(注) 1. 3年6か月(平成23年11月22日から平成27年5月21日まで)の週次株価終値に基づき算定しております。

2. 過去の権利行使実績に基づき算定しております。

3. 平成26年12月期中間及び平成26年12月期末の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

5. スtockオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	22,644百万円	21,454百万円
退職給付に係る負債	13,920	21,567
未払費用	13,290	12,766
未払事業税	1,780	1,729
繰越欠損金	20,826	15,516
その他	19,100	16,968
繰延税金資産小計	91,560	90,000
評価性引当額	△21,096	△19,542
繰延税金資産合計	70,464	70,458
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△2,765	△2,989
留保利益	△12,747	△12,867
圧縮記帳積立金	△3,495	△3,140
退職給付に係る資産	△5,133	△0
その他	△8,883	△8,955
繰延税金負債合計	△33,023	△27,951
繰延税金資産の純額	37,441	42,507

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	35.64%
(調整)		
試験研究費等の法人税額特別控除		△2.74
評価性引当額		1.26
のれん償却費		2.83
税率変更による影響		3.15
連結子会社の税率差異		△2.12
その他		0.41
税効果会計適用後の法人税等の負担率		38.43

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については33.06%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は4,465百万円減少し、法人税等調整額が5,091百万円、その他有価証券評価差額金が308百万円、退職給付に係る調整累計額が318百万円、それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいことから、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものがあります。

当社は、ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業（総称して、コンシューマープロダクツ事業）及びケミカル事業の4つの事業ユニットを基本にして組織が構成されており、各事業ユニット単位で、日本及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、「ビューティケア事業」、「ヒューマンヘルスケア事業」、「ファブリック&ホームケア事業」及び「ケミカル事業」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な製品は、以下のとおりであります。

報告セグメント		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		スキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		ヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に市場価格や製造原価に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	589,907	240,077	324,505	1,154,489	247,218	1,401,707	—	1,401,707
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	40,804	40,804	△40,804	—
計	589,907	240,077	324,505	1,154,489	288,022	1,442,511	△40,804	1,401,707
セグメント利益 (営業利益)	28,437	21,880	60,952	111,269	22,060	133,329	△59	133,270
セグメント資産	466,128	161,280	158,552	785,960	273,397	1,059,357	138,876	1,198,233
その他の項目								
減価償却費(注2)	30,302	10,618	9,541	50,461	14,101	64,562	—	64,562
持分法適用会社への 投資額	3,782	1,122	1,328	6,232	3,032	9,264	—	9,264
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額(注3)	17,042	22,956	13,781	53,779	14,705	68,484	—	68,484

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額△59百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれております。
 - (2) セグメント資産の調整額138,876百万円には、当社の金融資産163,750百万円及び報告セグメント間の債権の相殺消去等△24,874百万円が含まれております。
2. 減価償却費には、のれんの償却額を含んでおりません。
 3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額 (注1)	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	607,692	280,723	334,416	1,222,831	248,960	1,471,791	—	1,471,791
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	39,496	39,496	△39,496	—
計	607,692	280,723	334,416	1,222,831	288,456	1,511,287	△39,496	1,471,791
セグメント利益 (営業利益)	29,420	35,546	69,233	134,199	30,115	164,314	66	164,380
セグメント資産	459,880	195,368	160,745	815,993	271,879	1,087,872	193,997	1,281,869
その他の項目								
減価償却費(注2)	29,514	10,458	7,972	47,944	12,801	60,745	—	60,745
持分法適用会社への 投資額	3,686	1,020	1,184	5,890	3,495	9,385	—	9,385
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額(注3)	20,643	31,173	15,297	67,113	16,301	83,414	—	83,414

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益の調整額66百万円には、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額等が含まれておりません。
 - (2) セグメント資産の調整額193,997百万円には、当社の金融資産228,295百万円及び報告セグメント間の債権の相殺消去等△34,298百万円が含まれております。
2. 減価償却費には、のれんの償却額を含んでおりません。
 3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用の増加額が含まれております。

【関連情報】

I 前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
937,696	203,174	125,324	135,513	1,401,707

(2) 有形固定資産 (単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
199,484	75,294	13,721	19,116	307,615

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分のため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
956,073	247,860	134,189	133,669	1,471,791

(2) 有形固定資産 (単位：百万円)

日本	アジア	米州	欧州	計
216,495	80,039	14,586	16,610	327,730

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	連結 損益計算書 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
減損損失	62	28	42	132	—	132	—	132

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 損益計算書 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
減損損失	2,459	510	657	3,626	388	4,014	—	4,014

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
当期償却額	15,098	—	—	15,098	—	15,098	—	15,098
当期末残高	139,941	—	—	139,941	—	139,941	—	139,941

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント						調整額	連結 財務諸表 計上額
	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル 事業	合計		
	ビューティ ケア事業	ヒューマン ヘルスケア 事業	ファブリック &ホーム ケア事業	小計				
当期償却額	12,879	—	—	12,879	—	12,879	—	12,879
当期末残高	127,099	—	—	127,099	—	127,099	—	127,099

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

重要な負ののれん発生益はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
1株当たり純資産額	1,313.63円	1株当たり純資産額	1,347.29円
1株当たり当期純利益	156.46円	1株当たり当期純利益	197.19円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	156.24円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	196.92円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当連結会計年度 (平成27年12月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	672,393	687,133
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	14,161	11,525
(うち新株予約権)	(944)	(889)
(うち少数株主持分)	(13,218)	(10,636)
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	658,232	675,608
普通株式の発行済株式数 (千株)	504,000	504,000
普通株式の自己株式数 (千株)	2,922	2,542
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数 (千株)	501,078	501,458

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (百万円)	79,590	98,862
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	79,590	98,862
期中平均株式数 (千株)	508,687	501,352
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	710	701
(うち新株予約権)	(710)	(701)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	—	—

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社が、当社から花王カスタマーマーケティング株式会社、カネボウ化粧品販売株式会社及び花王ワールドマーケティング株式会社の株式を承継する吸収分割を行うことを決議いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社の名称	花王株式会社
事業の内容	コンシューマープロダクツ及びケミカルプロダクツの製造販売等
吸収分割承継会社の名称	株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社
事業の内容	コンシューマープロダクツの販売等

(2) 企業結合日

平成28年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社を吸収分割承継会社とする簡易吸収分割

(4) 結合後企業の名称

花王グループカスタマーマーケティング株式会社（平成28年1月1日付で「株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社」から商号変更）

(5) その他取引の概要に関する事項

花王グループの販売機能の一体運営をさらに進めることで、“花王グループの総合力”を発揮し、より高いレベルで商品・サービスを提供することができるようにするため、本吸収分割を行うものです。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
花王株式会社	第3回無担保社債	平成25年6月14日	25,000	25,000	0.39	なし	平成30年6月20日
花王株式会社	第4回無担保社債	平成25年6月14日	25,000	25,000	0.62	なし	平成32年6月19日
合 計	—	—	50,000	50,000	—	—	—

(注) 連結決算日後5年以内の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	—	25,000	—	25,000

【借入金等明細表】

区 分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,137	47	4.33	—
1年以内に返済予定の長期借入金	20,013	15	0.00	—
1年以内に返済予定のリース債務	763	733	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	30,083	70,060	0.19	平成29～34年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,069	3,476	—	平成29～36年
その他有利子負債				
流動負債「その他」（預り金）	9,074	10,388	0.45	—
固定負債「その他」（長期預り金）	6,066	6,186	0.10	—
合 計	71,205	90,905	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	30,015	15	40,010	7
リース債務	670	589	504	508

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の総額に重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	328,777	695,167	1,062,477	1,471,791
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	24,542	59,135	110,734	161,579
四半期(当期)純利益金額(百万円)	12,016	34,045	68,200	98,862
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	23.97	67.92	136.04	197.19

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	23.97	43.94	68.12	61.15

②決算日後の状況

特記事項はありません。

③訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	40,086	39,626
売掛金	※2 72,602	※2 73,696
有価証券	110,639	158,651
商品及び製品	41,540	46,346
仕掛品	8,950	8,957
原材料及び貯蔵品	15,653	17,205
前払費用	3,335	3,588
繰延税金資産	8,353	8,464
その他	※2 41,758	※2 64,707
貸倒引当金	△2,197	△1,298
流動資産合計	340,719	419,942
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 47,843	※1 54,381
構築物	※1 9,658	※1 12,025
機械及び装置	※1 47,604	※1 61,672
車両運搬具	126	131
工具、器具及び備品	※1 5,975	※1 6,686
土地	50,458	49,575
リース資産	3,675	3,120
建設仮勘定	14,426	13,499
有形固定資産合計	179,765	201,089
無形固定資産		
特許権	467	402
借地権	24	24
商標権	15,237	1,822
意匠権	26	24
ソフトウェア	9,784	11,653
その他	1,861	2,151
無形固定資産合計	27,399	16,076
投資その他の資産		
投資有価証券	9,384	10,349
関係会社株式	403,805	381,318
関係会社出資金	51,267	56,767
関係会社長期貸付金	15,171	19,878
長期前払費用	418	472
繰延税金資産	19,246	20,924
その他	5,370	5,661
貸倒引当金	△1,001	△1,199
投資その他の資産合計	503,660	494,170
固定資産合計	710,824	711,335
資産合計	1,051,543	1,131,277

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 108,092	※2 113,668
1年内返済予定の長期借入金	20,000	—
リース債務	509	509
未払金	※2 60,007	※2 42,800
未払費用	※2 51,678	※2 54,941
未払法人税等	24,004	26,049
預り金	※2 91,352	※2 89,770
その他	6,464	5,277
流動負債合計	362,106	333,014
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	30,000	70,000
リース債務	2,845	2,335
退職給付引当金	6,259	28,917
資産除去債務	2,920	2,992
その他	1,674	1,642
固定負債合計	93,698	155,886
負債合計	455,804	488,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金		
資本準備金	108,889	108,889
資本剰余金合計	108,889	108,889
利益剰余金		
利益準備金	14,117	14,117
その他利益剰余金		
特別償却準備金	30	20
圧縮記帳積立金	6,262	6,541
別途積立金	305,500	305,500
繰越利益剰余金	79,785	123,699
利益剰余金合計	405,694	449,877
自己株式	△9,536	△8,019
株主資本合計	590,471	636,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,324	5,317
評価・換算差額等合計	4,324	5,317
新株予約権	944	889
純資産合計	595,739	642,377
負債純資産合計	1,051,543	1,131,277

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	※1 831,107	※1 881,593
売上原価	※1 397,400	※1 432,090
売上総利益	433,707	449,503
販売費及び一般管理費	※1,※2 339,320	※1,※2 333,840
営業利益	94,387	115,663
営業外収益		
受取利息	※1 117	※1 377
有価証券利息	95	105
受取配当金	※1 21,874	※1 23,711
為替差益	1,451	—
その他	※1 2,187	※1 2,307
営業外収益合計	25,724	26,500
営業外費用		
支払利息	※1 559	※1 422
社債利息	253	253
為替差損	—	1,090
その他	※1 248	※1 329
営業外費用合計	1,060	2,094
経常利益	119,051	140,069
特別利益		
固定資産売却益	※1,※3 101	※3 4
関係会社株式売却益	294	—
投資有価証券売却益	0	308
国庫補助金	3	0
新株予約権戻入益	105	63
子会社清算益	—	2,740
特別利益合計	503	3,115
特別損失		
固定資産除却損	※4 2,101	※4 2,649
減損損失	—	1,186
関係会社株式評価損	11,521	—
関係会社出資金評価損	266	—
その他	※1 521	※1 10
特別損失合計	14,409	3,845
税引前当期純利益	105,145	139,339
法人税、住民税及び事業税	31,721	31,587
法人税等調整額	△3,850	8,039
法人税等合計	27,871	39,626
当期純利益	77,274	99,713

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	85,424	108,889	108,889	14,117	41	6,780	305,500	84,307	410,745
当期変動額									
剰余金の配当								△33,850	△33,850
特別償却準備金の取崩					△11			11	－
税率変更による特別償却準備金の調整額					0			△0	－
圧縮記帳積立金の取崩						△518		518	－
税率変更による圧縮記帳積立金の調整額						0		△0	－
当期純利益								77,274	77,274
自己株式の取得									
自己株式の処分								△79	△79
自己株式の消却								△48,396	△48,396
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△11	△518	－	△4,522	△5,051
当期末残高	85,424	108,889	108,889	14,117	30	6,262	305,500	79,785	405,694

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△9,214	595,844	3,833	3,833	1,120	600,797
当期変動額						
剰余金の配当		△33,850				△33,850
特別償却準備金の取崩		－				－
税率変更による特別償却準備金の調整額		－				－
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
税率変更による圧縮記帳積立金の調整額		－				－
当期純利益		77,274				77,274
自己株式の取得	△50,041	△50,041				△50,041
自己株式の処分	1,323	1,244				1,244
自己株式の消却	48,396	－				－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			491	491	△176	315
当期変動額合計	△322	△5,373	491	491	△176	△5,058
当期末残高	△9,536	590,471	4,324	4,324	944	595,739

当事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
				特別償却準備金	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	85,424	108,889	108,889	14,117	30	6,262	305,500	79,785	405,694
会計方針の変更による累積的影響額								△18,008	△18,008
会計方針の変更を反映した当期首残高	85,424	108,889	108,889	14,117	30	6,262	305,500	61,777	387,686
当期変動額									
剰余金の配当								△37,132	△37,132
特別償却準備金の取崩					△11			11	－
税率変更による特別償却準備金の調整額					1			△1	－
圧縮記帳積立金の取崩						△46		46	－
税率変更による圧縮記帳積立金の調整額						325		△325	－
当期純利益								99,713	99,713
自己株式の取得									
自己株式の処分								△390	△390
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	△10	279	－	61,922	62,191
当期末残高	85,424	108,889	108,889	14,117	20	6,541	305,500	123,699	449,877

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△9,536	590,471	4,324	4,324	944	595,739
会計方針の変更による累積的影響額		△18,008				△18,008
会計方針の変更を反映した当期首残高	△9,536	572,463	4,324	4,324	944	577,731
当期変動額						
剰余金の配当		△37,132				△37,132
特別償却準備金の取崩		－				－
税率変更による特別償却準備金の調整額		－				－
圧縮記帳積立金の取崩		－				－
税率変更による圧縮記帳積立金の調整額		－				－
当期純利益		99,713				99,713
自己株式の取得	△54	△54				△54
自己株式の処分	1,571	1,181				1,181
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			993	993	△55	938
当期変動額合計	1,517	63,708	993	993	△55	64,646
当期末残高	△8,019	636,171	5,317	5,317	889	642,377

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しており、実質的残存価額まで償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

会計基準変更時差異については、15年による均等額を費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として「投資その他の資産」の「その他」に含めて計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約及び通貨スワップについては振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び未認識会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が27,981百万円増加し、繰越利益剰余金が18,008百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額は35.87円減少しております。また、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(株主資本等変動計算書)

前事業年度において、「特別償却準備金の取崩」に含めておりました「税率変更による特別償却準備金の調整額」及び「圧縮記帳積立金の取崩」に含めておりました「税率変更による圧縮記帳積立金の調整額」は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表を組み替えております。

この結果、前事業年度の株主資本等変動計算書において、「特別償却準備金の取崩」に含めておりました0百万円は、「税率変更による特別償却準備金の調整額」として、「圧縮記帳積立金の取崩」に含めておりました0百万円は、「税率変更による圧縮記帳積立金の調整額」として、それぞれ組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 国庫補助金の受入れにより取得価額より控除した固定資産の圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
建物	97百万円	102百万円
構築物	35	35
機械及び装置	1,109	1,097
工具、器具及び備品	65	68
計	1,306	1,302

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
関係会社に対する短期金銭債権	72,132百万円	80,025百万円
関係会社に対する短期金銭債務	130,442	103,866

3 保証債務

当社従業員の財形貯蓄制度による金融機関(みずほ銀行他3行)からの借入金に対する債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
	72百万円	52百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	742,629百万円	796,874百万円
仕入高	71,366	72,220
その他の営業取引高	216,018	220,008
営業取引以外の取引による取引高	52,933	25,303

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

(1) 販売費

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
販売手数料	129,096百万円	125,411百万円
荷造及び発送費	20,335	20,997
広告宣伝費	51,787	49,944
販売促進費	21,069	23,151
給料手当及び賞与	9,434	10,343
減価償却費	5,400	5,093

(2) 一般管理費

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
給料手当及び賞与	11,242百万円	11,241百万円
減価償却費	17,370	16,204
研究開発費	44,218	45,461
(うち、減価償却費)	(4,803)	(3,342)

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
機械及び装置	3百万円	1百万円
土地	95	—
その他	3	3
計	101	4

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
機械及び装置	1,033百万円	1,804百万円
その他	1,068	845
計	2,101	2,649

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式381,318百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は関係会社株式403,805百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	17,958百万円	16,460百万円
退職給付引当金	2,231	9,356
未払費用	3,321	3,080
未払事業税	1,461	1,420
土地評価損	3,256	3,326
関係会社出資金評価損	10,334	10,334
その他	11,406	6,035
繰延税金資産小計	49,967	50,011
評価性引当額	△16,202	△14,729
繰延税金資産合計	33,765	35,282
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△2,327	△2,472
圧縮記帳積立金	△3,467	△3,116
その他	△372	△306
繰延税金負債合計	△6,166	△5,894
繰延税金資産の純額	27,599	29,388

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
法定実効税率	36.23%	35.64%
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.29	△5.89
試験研究費等の法人税額特別控除	△3.48	△2.90
評価性引当額	0.08	0.05
税率変更による影響	0.26	2.18
その他	0.71	△0.64
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.51	28.44

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.06%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.26%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,778百万円減少し、法人税等調整額が3,037百万円、その他有価証券評価差額金が259百万円、それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)

(共通支配下の取引等)

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社花王グループカスタマーマーケティング準備会社が、当社から花王カスタマーマーケティング株式会社、カネボウ化粧品販売株式会社及び花王ワールドマーケティング株式会社の株式を承継する吸収分割を行うことを決議いたしました。

詳細につきましては、連結財務諸表における注記事項（重要な後発事象）をご参照ください。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	211,124	12,889	2,407	6,136	221,606	167,225
	構築物	66,800	3,747	800	1,318	69,747	57,722
	機械及び装置	508,970	27,437	12,051	12,908	524,356	462,684
	車両運搬具	2,325	91	105	77	2,311	2,180
	工具、器具及び備品	56,484	3,863	2,118	2,928	58,229	51,543
	土地	50,458	345	1,228 (1,186)	—	49,575	—
	リース資産	7,692	—	2	553	7,690	4,570
	建設仮勘定	14,426	50,419	51,346	—	13,499	—
	計	918,279	98,791	70,057 (1,186)	23,920	947,013	745,924
無形固定資産	特許権	946	50	83	115	913	511
	借地権	24	—	—	—	24	—
	商標権	134,163	1	5	13,416	134,159	132,337
	意匠権	49	5	4	7	50	26
	ソフトウェア	19,553	5,588	4,118	3,718	21,023	9,370
	その他	1,900	5,287	4,999	3	2,188	37
	計	156,635	10,931	9,209	17,259	158,357	142,281

(注) 1. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」については、取得価額により記載しております。

2. 「当期減少額」欄の () は内数で、当期の減損損失計上額であります。

3. 当期増加額の主なものは下記のとおりであります。

建物	紙おむつ生産設備用建屋	4,330百万円
機械及び装置	紙おむつ生産設備	8,280
建設仮勘定	紙おむつ生産設備	13,404

4. 当期減少額の主なものは下記のとおりであります。

機械及び装置	粉末衣料用洗剤 不要設備の除却	1,052百万円
	食用油関連 不要設備の除却	799
	コンシューマープロダクツ製品基剤 不要設備の除却	669

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,198	198	899	2,497

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

① 決算日後の状況

特記事項はありません。

② 訴訟

当社が当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社の経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日（中間配当）、12月31日（期末配当）
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 買取・買増手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部（特別口座の口座管理機関） 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社（特別口座の口座管理機関） 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 (公告掲載URL http://www.kao.com/jp/corp_ir/investors.html)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 特別口座以外の振替口座に記録された単元未満株式の買取り・買増しに関する取り扱いは、振替口座を開設した金融商品取引業者等の口座管理機関を通じて行うものとなっております。

2. 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の売り渡しを請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第109期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日	平成27年3月25日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			平成27年3月25日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書 及び確認書	(第110期 第1四半期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日	平成27年5月13日
	(第110期 第2四半期)	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	平成27年8月7日
	(第110期 第3四半期)	自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日	平成27年11月9日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書		平成27年3月26日
	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）の規定に基づく臨時報告書		平成27年11月13日 関東財務局長に提出
(5) 有価証券届出書及びその添付書類			平成27年4月23日 関東財務局長に提出
(6) 訂正有価証券届出書			平成27年5月13日 平成27年5月22日 関東財務局長に提出
(7) 発行登録書（株券、社債券等） 及びその添付書類			平成27年5月15日 関東財務局長に提出
(8) 訂正発行登録書			平成27年8月7日 平成27年11月9日 平成27年11月13日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月22日

花王株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉田	洋	印
--------------------	-------	----	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木	泰司	印
--------------------	-------	----	----	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	志賀	健一朗	印
--------------------	-------	----	-----	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、花王株式会社の平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、花王株式会社が平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月22日

花王株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 洋 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 志賀 健一朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第110期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、花王株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。